

1. 議 事 日 程 (初日)

(令和4年那智勝浦町議会第1回定例会)

令和4年3月8日

9時35分 開 議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期の決定	3
日程第3	諸報告	4
日程第4	報告第1号 専決処分(令和3年度那智勝浦町一般会計補正予算(第6号))した事件の承認について	9
日程第5	議案第12号 那智勝浦町個人情報保護条例の一部を改正する条例	12
日程第6	議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	13
日程第7	議案第14号 那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	14
日程第8	議案第15号 那智勝浦町保育所条例の一部を改正する条例	16
日程第9	議案第16号 那智勝浦町認定こども園条例の一部を改正する条例	16
日程第10	議案第17号 那智勝浦町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	20
日程第11	議案第18号 特別会計条例の一部を改正する条例	22
日程第12	議案第19号 那智勝浦町消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例	23
日程第13	議案第20号 那智勝浦町消防手数料条例の一部を改正する条例	24
日程第14	議案第21号 那智勝浦町消防団条例の一部を改正する条例	25
日程第15	議案第22号 那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	27
日程第16	議案第23号 那智勝浦町公民館条例の全部を改正する条例	27
日程第17	議案第24号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	29
日程第18	議案第25号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	29
日程第19	議案第26号 那智勝浦町職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	29
日程第20	議案第27号 令和3年度那智勝浦町一般会計補正予算(第7号)	36
日程第21	議案第28号 令和3年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算(第3号)	48
日程第22	議案第29号 令和3年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算(第1号)	50
日程第23	議案第30号 令和3年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補	

	正予算（第1号）	51
日程第24	議案第31号 令和3年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第5号）	53
日程第25	議案第32号 那智勝浦町デイサービスセンターゆうゆうの指定管理者の指定について	55
日程第26	発議第1号 那智勝浦町議会会議規則の一部を改正する議会規則	56
日程第27	発議第2号 那智勝浦町議会傍聴人規則の一部を改正する議会規則	57
日程第28	議案第1号 令和4年度那智勝浦町一般会計予算	58

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1番	城本和男	2番	東信介
3番	曾根和仁	4番	荒尾典男
5番	藤社和美	6番	金嶋弘幸
7番	引地稔治	8番	左近誠
9番	加藤康高	10番	中岩和子
12番	亀井二三男		

3. 欠席、遅参、離席及び早退議員は次のとおりである。

6番	金嶋弘幸	離席	14時20分～14時26分
11番	森本隆夫	欠席	

4. 会議録署名議員の氏名

5番	藤社和美	6番	金嶋弘幸
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（14名）

町長	堀順一郎	教育長	岡田秀洋
消防長	湯川辰也	総務課長	塩崎圭祐
教育次長	田中逸雄	会計管理者	三隅祐治
病院事務長	下康之	税務課長	網野宏行
住民課長	在仲靖二	福祉課長	榎本直子
観光企画課長	佐古成生	農林水産課長	西真宏
建設課長	楠本定	水道課長	村上茂

6. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（4名）

事務局長	寺本尚史
事務局主査	疋田晋一
事務局副主査	北郡克至
事務局主事	山田倫也

~~~~~ ○ ~~~~~

[4番荒尾典男議長席に着く]

○議長（荒尾典男君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、携帯電話の電源はお切りいただき、議事の円滑な進行に御協力いただきますようお願いいたします。

本定例会につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、換気の必要性から議場の窓及び扉を一部開放して議事を行います。また、議場内の当局の説明員についても、できる限り少人数といたします。皆様の御理解と御協力をよろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時35分 開会

○議長（荒尾典男君） ただいまから令和4年第1回那智勝浦町議会定例会を開会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時35分 開議

○議長（荒尾典男君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒尾典男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

5番藤社和美君、6番金嶋弘幸君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（荒尾典男君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

10番中岩君。

○議会運営委員長（中岩和子君） おはようございます。

ただいまより、議会運営委員会の協議結果について報告をさせていただきます。

去る3月1日、委員会を開催いたしました。

本会議に付議すべき事件は、専決処分の報告が1件、当初予算が11件、条例改正が15件、補正予算が5件、指定管理者の指定が1件、計33件となっております。

会期は、本日3月8日から3月22日までの15日間を予定しております。本会議7日、委員会3日、純休会5日となります。

それでは、別紙議事予定表を御覧ください。

〔議事予定表朗読〕

なお、追加議案につきましては、1件を予定しているとのことでございます。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から3月22日までの15日間にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、会期は本日から3月22日までの15日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸報告

○議長（荒尾典男君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告は、お手元に配付のとおりです。

町長より報告を求めます。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和4年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、御多用のところ御出席を賜りまして、心から御礼を申し上げます。

それでは、今議会に付される諸議案の説明に先立ちまして、町政報告を行います。

まずは、新型コロナウイルス感染症関連でございます。

第6波の感染拡大により全国的に感染者が増加をし、和歌山県内と新宮保健所管内でも過去最多となる感染が確認をされました。急速な感染拡大を受け、2月5日にはまん延防止等重点措置が県下全域に初めて発令されましたが、3月6日をもって重点措置は解除をされました。この間、感染拡大防止に御尽力をいただきました町民の皆様方や事業者の皆様方に改めて御礼を申し上げる次第でございます。感染状況は改善傾向にございますが、予断を許さない状況が続いておりまして、町民の皆様方には、大人数の会食を避ける等、基本的な感染防止対策の継続をお願いを申し上げる次第でございます。

3回目のワクチン接種につきましては、65歳以上の方は3月上旬で接種を終える見込みで、全体の接種率は、3月7日現在45.5%となっております。引き続き、医療関係者の協力を受け、一日も早く町民の皆様方にワクチンを接種できるよう取り組んでまいります。

5歳から11歳の児童への接種につきましては、1回目の接種を3月20日に予定しております。不安な保護者には事前相談の利用を促すなど、慎重に進めてまいります。

次に、新宮市立医療センターの分娩予約休止の関係でございます。

和歌山県や新宮市より産科医確保について発表されておりますが、3月から分娩が再開されるまでの間、当地域以外の医療機関で出産される方に対し、交通費や宿泊費を助成をいたします。出産時の宿泊費助成につきましては、妊婦と付き添われる家族、計2名の宿泊費に対し、10泊分を上限に助成を行い、経済的な負担軽減を図り、安心して出産できるよう努めてまいります。

ます。

次に、防災関係の報告でございます。

築地地区の津波避難困難地域解消に向けた取組といたしまして、事業用地を先行取得する契約を、地権者の方に御協力いただき、昨日締結をいたしました。今後は、津波避難施設の建設に向け、検討してまいります。

また、消防本部の高台移転につきましては、順調に工事が進捗をし、建物の新築工事につきましては、3月24日に工事が完成をいたします。工事の期間、特に周辺住民の皆様方には、御理解と御協力を賜りまして、改めて厚く御礼を申し上げる次第でございます。新たな消防本部の完成により、さらなる町民の安心・安全に大きく寄与するものと考えます。また、建設中の避難所機能を備えた天満公民館も3月18日に完成をいたします。それぞれ4月に竣工式を執り行う予定でございますので、議員の皆様方には改めて御案内を差し上げる次第でございます。

次に、主要産業関連の報告でございます。

令和3年の観光動態は、宿泊客が25万5,690人、対前年比12%増、日帰り客は63万6,558人で、対前年比5%増となりました。昨年より増加しているとはいえ、2度の緊急事態宣言の発令、まん延防止等重点措置の適用による旅行控え、外出自粛などにより、宿泊客、日帰り客とも大幅な回復とはなりません。和歌山県が実施した県民リフレッシュプランや本町が実施をした宿泊クーポン助成や観光バス助成の誘客対策なども一定の効果があったものの、感染拡大の影響が色濃く反映された結果となっております。

令和4年も、和歌山県を含む多くの都道府県でまん延防止等重点措置が適用されており、宿泊客、日帰り客とも低調に推移をしてございます。今後は、新たなGo To トラベルの実施に期待するとともに、町といたしましても経済対策等必要な措置を検討してまいります。

串本町荒船海岸から打ち上げられる民間小型ロケットの関係でございます。

令和3年度中に初号機の打ち上げが予定されておりましたが、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大で生産、物流が停滞をし、計画に遅れが生じたため、今年の年末頃に延期するとの報告を受けました。今後も、引き続き初打ち上げに向けて和歌山県、串本町と連携をして、取組を進めてまいります。

また、水産業におきましては、令和3年の管内3漁協及び勝浦市場の水揚げ量と水揚げ高は1万1,505トン、67億1,819円で、数量、金額とも前年を上回りました。マグロはえ縄漁では、水揚げ量は1万295トンで、昨年比2,910トン、39%増、水揚げ高は61億25万円で、前年比9億8,197万円、19%の増となり、数量、金額とも大幅な増加となりました。昨年は回復傾向が見られましたが、水産業をめぐる環境は、コロナ禍や原油価格の高騰等、大変厳しい状況が続くと思われまますので、引き続き支援や対策等を検討してまいります。

次に、本議会に提案しております議件の概要について御説明を申し上げます。

本議会に提案しております議件は33件でございます。当初予算が11件、専決処分報告が1件、条例改正が15件、補正予算が5件、指定管理者の指定が1件でございます。

初めに、議案第1号から議案第11号の令和4年度予算案の大要について御説明を申し上げます。

す。

令和4年度予算は、4月に町長選挙を控えていることから、新規事業等の政策的経費の計上は控え、継続事業を中心に、喫緊の課題である防災・減災対策と新クリーンセンター整備事業、本町の主要事業である観光産業の振興に引き続き取り組んでいく予算となっております。

防災・減災対策につきましては、先ほど申しあげました新たな消防本部や避難施設の機能を持つ天満公民館が近く完成しますが、さらなる防災力向上を目指し、ブロック塀撤去事業や住宅耐震化促進事業に係る補助金の拡充、築地地区の避難困難地域の解消に向けた取組を進めてまいります。加えて、地域防災マネジャー資格を有する退職自衛官1名を採用をし、専門人材を活用した防災機能の強化に努めてまいります。

主力産業である観光産業の振興につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により非常に厳しい状況が続いておりますが、アフターコロナを見据え、多くのお客様にお越しいただけるよう体制整備を進めており、那智勝浦観光機構と両輪となり、取組を進めてまいります。

子育て世代や高齢者の支援につきましては、体育文化会館とその周辺を様々な世代が集う場所となるよう整備を進めてまいります。3月中には、内部の改修やトレーニング機器の更新が完了しますが、令和4年度も継続して整備を進める次第でございます。

また、先ほども申しあげましたが、新宮市立医療センターの分娩予約休止への対応として、再開までの間、当地域以外の医療機関で出産される方に対し、交通費、宿泊費を助成をいたします。

新年度の一般会計、特別会計、企業会計の予算総額は183億1,867万3,000円で、令和3年度の予算総額165億7,943万8,000円に対し、17億3,923万5,000円、10.4%の増となっております。

一般会計予算は、歳入歳出それぞれ98億900万円をお願いするものでございます。対前年比18億2,200万円、22.8%増となっております。新クリーンセンターの整備事業や公債費の増加が主な原因となっております。

歳入の主たる財源は、町税及び地方交付税、国庫支出金、地方債で、基金の取崩しによる繰入れも行います。地方交付税につきましては、33億5,000万円を計上しており、前年度と比較して2億5,000万円、8.1%の増となっております。国庫支出金につきましては、17億1,707万円を計上しており、前年度と比較いたしまして3億8,400万円、28.8%の増となっております。町税につきましては、対前年度比393万円、0.3%増の14億1,632万円を見込み計上しております。歳入財源の根源であります税収の確保に全力を尽くしてまいります。

次に、特別会計でございます。

国民健康保険事業費特別会計につきましては、医療費に係る保険給付、国民健康保険事業費納付金など総額24億2,989万7,000円を計上しております。平成30年度より財政運営の責任主体が和歌山県となり、決定された国民健康保険事業費納付金を和歌山県に納付することになっております。

後期高齢者医療事業費特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金など総額5億942万7,000円を計上をしてございます。

育英奨学金貸与事業費特別会計につきましては、高校生、大学生等への貸与を継続をし、今年度も予算を計上いたしております。

下水道事業費特別会計につきましては、那智山地区の特別環境保全公共下水道に係る事業費を計上いたしております。

介護保険事業費特別会計につきましては、総額20億5,898万円を計上してございます。

次に、企業会計でございます。

水道事業会計につきましては、配水管布設替え工事などを進め、より一層の安心・安全な給水サービスの充実に努めてまいります。

町立温泉病院事業会計につきましては、和歌山県地域医療構想や新宮保健医療圏において求められる医療機能を考慮した診療提供体制の下、病院を運営するための予算編成となっております。地域住民の皆様方に信頼される安全・安心な医療を提供することを基本方針に、よりよい医療の提供に努めてまいります。

以上が令和4年度の予算の大要でございます。

引き続き、報告第1号から御説明を申し上げます。

報告第1号につきましては、令和3年度一般会計補正予算について、専決処分の承認をお願いするものでございます。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費とふるさと納税事業費などが主なものとなっております。

議案第12号の個人情報条例の一部を改正する条例につきましては、関連法の廃止に伴うものでございます。

議案第13号の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、職員のうち非常勤職員と短時間勤務職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和措置と、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備する改正を行うものでございます。

議案第14号国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、関係法令の改正に伴い、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の軽減措置の見直しを含む所要の改正をするものでございます。

議案第15号の保育所条例の一部を改正する条例と議案第16号の認定こども園条例の一部を改正する条例につきましては、求職活動を理由とする家庭の子供や保育必要事由のない子供の受皿として、宇久井保育所と下里保育所を認定こども園に移行いたしたく、名称を宇久井こども園、下里こども園として、認定こども園条例に追加をする改正等をするものでございます。

議案第17号のデイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業の対象者の利用料金等について、改正を行うものでございます。

議案第18号の特別会計条例の一部を改正する条例につきましては、令和3年度末でゆうゆう建設に係る起債の償還が完了することから、通所介護事業特別会計を廃止するものでござい

す。

議案第19号の消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防庁舎の所在地を新庁舎の番地に改正するものでございます。

議案第20号の消防手数料条例の一部を改正する条例につきましては、政令の改正に伴うものでございます。

議案第21号の消防団条例の一部を改正する条例につきましては、高齢化や人口減少を鑑み、実情に応じた定員に改めた上で、団員数の減少を食い止めるため、報酬等の見直しをはじめとした処遇の改善等をいたしたく、改正をするものでございます。

議案第22号の消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、上位法の改正に伴うものでございます。

議案第23号の公民館条例の全部を改正する条例につきましては、天満公民館の建て替えを契機といたしまして、全部改正を行うものでございます。

議案第24号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と議案第25号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、看護職員の給料について、近隣病院との均衡を図るため、看護職本来の俸給表へ移行などの改正を行うものでございます。

議案第26号の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、看護職員の手当について、近隣病院との均衡を図り、給与水準の確保や職員の獲得につなげるため、夜間看護手当について改正を行うものでございます。

議案第27号は、令和3年度一般会計補正予算であり、歳入歳出それぞれ1億3,582万8,000円を増額をし、予算総額を91億5,665万1,000円とするものでございます。主なものといたしましては、当地域外で出産される方の交通費や宿泊費の助成、玉ノ浦残土処理場の土地購入費、小・中学校の新型コロナウイルス感染症対策のため、国庫補助を受け入れ、感染症対策備品を購入する予算などの補正をお願いするものでございます。

議案第28号から議案第31号は、国民健康保険事業費特別会計、育英奨学金貸与事業費特別会計、勝浦地方卸売市場事業費特別会計、町立温泉病院事業会計に係る令和3年度補正予算であります。実績見込みや基金積立ての増額等による補正が主な内容でございます。

議案第32号のデイサービスセンターゆうゆうの指定管理者の指定につきましては、指定管理者の指定につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上が本議会に提案いたしました33件の概要でございます。その詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、何とぞ御審議をいただき、御可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議員の皆様方の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げ、諸報告及び議案の概要説明とさせていただきます。

○議長（荒尾典男君） 以上で諸報告を終わります。

暫時休憩します。議員は自席でお待ちください。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時03分 休憩

10時06分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第1号 専決処分（令和3年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号））した  
事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第4、報告第1号専決処分（令和3年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

榎本福祉課長。

○福祉課長（榎本直子君） 報告第1号について御説明申し上げます。

報告第1号専決処分（令和3年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号））した事件の承認について。

次のページに専決処分書をつけています。

専決処分書のとおり、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年2月1日に専決処分を行いました。

次の1ページをお願いいたします。

令和3年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,375万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億2,082万3,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款11地方交付税から款18寄附金までの補正で、歳入総額は、補正前の額85億9,706万7,000円、補正額4億2,375万6,000円の増額、計90億2,082万3,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款2総務費から款12諸支出金の歳出合計は、補正前の額、補正額、合計額とも歳入と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、4ページの歳入、5ページの歳出、それぞれ補正額4億2,375万6,000円の増額でございます。

5ページの歳出補正額の財源内訳は、国県支出金3億5,838万2,000円、その他6,500万円、

一般財源37万4,000円でございます。

6ページをお願いいたします。

福祉課の関係について御説明いたします。

2、歳入でございます。

ページ真ん中、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節8子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金3億5,838万2,000円は、説明欄記載のとおり、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費補助金でございます。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付するものでございます。対象世帯は、住民税非課税世帯約3,000世帯、家計急変世帯500世帯、計3,500世帯を見込んでいます。住民税非課税世帯につきましては、速やかな支給を目指し、2月1日に専決処分いたしました。

別添資料を御覧ください。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の御案内でございます。

2月21日付、回覧により広報いたしました。給付金の支給額は1世帯当たり10万円、支給時期は、確認書を受領後二、三週間後を目安に順次振込いたします。支給対象となる世帯につきましては、世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税の世帯及び令和3年1月以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響により減少し、住民税非課税相当の収入となった世帯、家計急変世帯でございます。

裏面をお願いいたします。

非課税世帯につきましては、2月17日に案内を送付いたしました。確認事項を確認の上、返信いただき、順次振込いたします。なお、第1回目を3月4日、2,118世帯に振込いたしました。

2番目の家計急変世帯の世帯につきましては、申請が必要です。受付期間は3月1日から9月30日までとなっております。

それでは、予算書にお戻りください。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目11住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費、補正額3億5,838万2,000円は、事業費でございます。節3職員手当等18万7,000円は、事業に従事する職員の超過勤務手当でございます。節10需用費44万円は、必要な文具等の消耗品やコピー代、案内通知を送るための封筒印刷費などでございます。節11役務費173万5,000円は、案内などを送付する郵便料や相談窓口に係る電話等の通信運搬費、新聞広告料、振込に係る振込手数料でございます。節12委託料598万7,000円のうち、説明欄記載の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付業務委託は、給付に係る業務を委託するものでございます。委託業務内容といたしましては、電話対応業務や窓口受付業務、入力、郵送、審査、振込データ作成など

の事務処理業務でございます。節13使用料及び賃借料はコピー機借上料でございます。節18負担金、補助及び交付金3億5,000万円は、臨時特別給付金を住民税非課税世帯等に1世帯当たり10万円を支給するもので、住民税非課税世帯3,000世帯、家計急変世帯500世帯、合計3,500世帯を見込んでおります。

なお、給付事業につきましては、令和4年9月30日までの事業であり、議案第27号により繰越明許をお願いしております。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） 観光企画課の関係について御説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、補正額は37万4,000円の追加で、計32億1,134万2,000円とするものでございます。

款18寄附金、項1寄附金、目2総務費寄附金、節2まちづくり応援基金寄附金6,500万円の増額につきましては、今年度のふるさと納税に係る寄附金の増額でございます。ふるさと納税に関しましては、令和3年9月より県内市町村と連携した共通返礼品を導入し、本町の返礼品が大幅に増加いたしました。また、新たに電子旅行券をふるさと納税の返礼品として導入するなど、返礼品の拡充や事業者の方が参加しやすい環境整備に努めてまいりました。これらの結果、今年度のふるさと納税は、前年比で3倍を超える寄附額となる見込みとなっております。ふるさと納税による寄附金につきましては、前回12月定例会において3,500万円の増額補正を御可決いただきましたが、その後寄附額が増加しており、補正をお願いするものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節10需用費1,950万円につきましては、ふるさと納税の増額分に係る返礼品代でございます。寄附額の30%を見込んでございます。続きまして、節11役務費1,337万4,000円につきましては、備考欄記載の通信運搬費557万1,000円は返礼品の送料、手数料780万3,000円はふるさと納税サイトの利用料や決済手数料等の取扱手数料を計上してございます。

次に、9ページをお願いいたします。

款12諸支出金、項2基金費、目5那智の滝源流水資源保全事業基金費、節24積立金325万円と目6まちづくり応援基金費、節24積立金2,925万円は、ふるさと納税による寄附金をそれぞれの基金へ積み立てるものでございます。寄附額の50%を見込んでございます。

観光企画課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第1号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第12号 那智勝浦町個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第5、議案第12号那智勝浦町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第12号について御説明申し上げます。

〔議案第12号朗読〕

次のページをお願いいたします。

今回の改正は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報保護に関する法律に統合されたことから、本条例を改正するものでございます。

新旧対照表を御覧願います。

右側、改正前のところの本条例第8条第2項第8号で引用しておりました独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項の規定につきましては、左側の改正後のところで、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項で規定されることとなりますので、その引用部分を改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第12号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第6 議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第6、議案第13号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第13号について御説明申し上げます。

〔議案第13号朗読〕

本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、職員の育児休業等に関し、必要な事項を定めたものでございます。

今回の改正につきましては、一般職の国家公務員の休業制度に準じ、非常勤職員の育児休業及び部分休業について、取得要件を緩和するとともに、全ての職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を定めるほか、規定の整備を行うものでございます。

新旧対照表を御覧願います。

改正後、左側を御覧願います。

第2条では、育児休業をすることができない職員について定めておりますが、新たに第3号として、那智勝浦町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和2年条例第13号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員を追加いたします。

こちらにつきましては、介護休暇または育児に係る部分休業の承認を受けた職員の代わりに任期を定めて採用した任期付短時間職員を新たに追加してございます。職員が介護休暇や育児に係る部分休業を取得するに当たり、その代わりに採用された短時間勤務職員については、育児休業をすることができないものと定めたものでございます。

また、改正前、右側の第3号の細分アで定めている「（ア）任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上ある非常勤職員」の規定を削除いたします。このことで、引き続き在職した期間が1年以下である非常勤職員につきましても、育

児休業が取得できるようにするものでございます。

また、以下第3号の細分アの（ア）の削除による規定の繰り上がり等を改めてございます。

続きまして、第17条につきましては、部分休業することができない職員について定めておりますが、改正前の第2号で規定しておりました2号のアで規定している「特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員」という文言を削除いたします。これにより、引き続き在職した期間が1年以下である非常勤職員についても取得できるものとなります。

第21条につきましては、職員から妊娠または出産等についての申出があった場合におきまして、その場合の措置等について規定してございます。第1項につきましては、当該職員に対して育児休業に関する制度や手続などについてお知らせするとともに、育児休業の承認の請求に係る面談その他の措置を講じなければならないと義務化するものでございます。第2項では、任命権者は、職員が前項の申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならないとしてございます。

第22条では、勤務環境の整備に関する措置といたしまして、任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするための措置といたしまして、職員に対する育児休業に係る研修の実施、育児休業に関する相談体制の整備、その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置を講じなければならないとしてございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第13号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第14号 那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第7、議案第14号那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 議案第14号那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、未就学児に係る国民健康保険税の均等割の減額を行うもので、その金額の5割を軽減するものが主なものでございます。

添付しております新旧対照表を御覧ください。

第3条から第5条の2までの見出しについて、規定の明確化のため、改正を行ってございます。

第5条の2、条文中の改正は、条文改正による項の追加に対応するものでございます。

第6条は、不要な規定を削除するものでございます。

2ページをお願いいたします。

第14条は、法改正による所要の規定の整備を行うものでございます。

第24条は、国民健康保険税の均等割及び平等割の規定で、法改正による規定の整備を行うものでございます。

3ページの下段をお願いいたします。

第24条第2項は、今回追加するもので、未就学児に係る均等割の軽減について改正してございます。

4ページをお願いいたします。

第1号は、医療費分に係る未就学児の均等割軽減額をアの7割軽減からイ、5割軽減、ウ、2割軽減、エ、軽減のない世帯についてそれぞれ規定してございます。第2号につきましては、後期高齢者支援分について、第1号同様に定めてございます。

第24条の2は、改正に係る規定の整備を行ってございます。

5ページをお願いいたします。

附則の3から6ページの附則7まで及び附則9から9ページの附則14までにつきましても、改正による規定の整備を行ってございます。

6ページをお願いいたします。

6ページの附則8の改正につきましては、国保税の課税所得の定義について、地方税法の改正に伴い、分離課税となった上場株式等に係る所得も課税所得に合算する旨の改正でございませぬ。

恐れ入ります、関係資料をお願いいたします。

関係資料の上段の表は、未就学児の均等割額を5割軽減する表で、7割軽減世帯では1.5割を減額、同様に5割軽減世帯、2割軽減世帯、軽減なし世帯につきましても、支払い額の5割を減額いたします。中段の表でございませぬ。未就学児1人当たりの軽減額を軽減世帯別にそれ

ぞれ記載してございます。その下のモデル1につきましては、所得280万円で軽減なし世帯の未就学児2人を含む4人世帯の例、モデル2は、所得30万円で7割軽減世帯の未就学児2人を含む4人世帯の例で、今回の改正による差額を記載してございます。

恐れ入ります、条例改正文を御覧ください。

最後のページをお願いいたします。

附則でございます。附則1、この条例は、令和4年4月1日から施行する。附則の2は、この規定について、令和4年度以降の国民健康保険税について適用するとしてございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第14号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第15号 那智勝浦町保育所条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第16号 那智勝浦町認定こども園条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第8、議案第15号那智勝浦町保育所条例の一部を改正する条例及び日程第9、議案第16号那智勝浦町認定こども園条例の一部を改正する条例を一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第15号那智勝浦町保育所条例の一部を改正する条例、議案第16号那智勝浦町認定こども園条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案第15号、議案第16号につきましては、宇久井保育所及び下里保育所を認定こども園とし、勝浦認定こども園の名称を勝浦こども園とするものでございます。

保育所につきましては、何らかの理由により家庭において保育ができない児童を保護者に代わって保育することを目的とする施設でございます。現在、保護者が働いている働いていないにかかわらず子供さんを受け入れることができる施設は、町内では勝浦認定こども園のみでございます。町内の地域性と利用者の利便性を鑑み、宇久井保育所、下里保育所におきましても、認定こども園とするものでございます。

また、保護者の仕事の求職活動による保育は90日間と定められていますが、本町におきましては、更新を認め、90日を超えての保育を認めてまいりましたが、今般運用を見直し、法にのっとり、基本的に更新は認めないこととすることから、その受皿として宇久井保育所と下里保育所を認定こども園とするものでございます。

それでは、次のページをお願いいたします。

那智勝浦町保育所条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町保育所条例（平成27年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中、勝浦保育所、宇久井保育所及び下里保育所の項を削る。

次のページに新旧対照表をつけております。

第2条において、保育所の名称及び位置を定めており、認定こども園に移行するに当たり、宇久井保育所及び下里保育所を削るものでございます。

また、勝浦保育所におきましては、勝浦認定こども園に移行しておりますが、条例上規定していますので、同時に整理するものでございます。

附則といたしまして、令和4年4月1日より施行するものでございます。

続きまして、議案第16号那智勝浦町認定こども園条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町認定こども園条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町認定こども園条例（平成27年条例第11号）の一部を次のように改正する。

次のページに新旧対照表をつけております。そちらをお願いします。

第2条において、認定こども園の名称及び位置を定めており、勝浦認定こども園を勝浦こども園とし、宇久井こども園及び下里こども園を追加するものでございます。

附則といたしまして、令和4年4月1日より施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 議案第15号及び議案第16号について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番引地君。

○7番（引地稔治君） 単純な質問なんですけど、そしたら井関保育所とか南大居、大野保育所があるでしょう。これは、認定こども園にしなくてよかったんですね。ということは、しなくてもよい理由っちゅうのはあるんですか。

○議長（荒尾典男君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 南大居保育所、井関保育所におきましても、同じように認定こども園にしないのかという御質問でございます。

保育所を認定こども園に移行するに当たりましては、地域の子供の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業などを行う必要があります。南大居保育所と井関保育所におきましては、園児数が少なく、職員配置も限られておりますことから、事業実施が難しいと判断しております。

また、現在、南大居保育所、井関保育所には、保育の必要がない方でありましたり、求職活動を理由に保育している方はいらっしゃいません。

また、認定こども園の認可最低利用人数は20名となっておりますが、実質の利用人数は15名程度でございますので、南大居保育所、井関保育所につきましては、このまま保育所として運営していきたいと考えております。

〔7番引地稔治君「大野保育所はどうなん」と呼ぶ〕

大野保育所のほうも同じでございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

1番城本君。

○1番（城本和男君） 第2子の出産等で育休になった場合に、これまで遊んでいた友達と別れて勝浦認定へ行くことになる、このようなこともなくなって、今回、私自身は大変いいかなとは思いますが、その中でちょっとお聞きしたいのは、幼稚園の1号部分っていうんですか、の方で、都合により、延長保育っていうんか預かり保育をお願いできるのかどうか。それと、もしお願いできるのであれば、その際の費用面等はどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（荒尾典男君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） お待たせいたしました。教育部分の利用者の方で、教育の部分を終了した後、延長して預かる場合につきましては、そちらのほうは預かり保育ということでできます。費用につきましては、1回につき300円となっております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

2番東君。

○2番（東 信介君） 先ほどこども園になってないとか、そういう就業規定の特例がある人がないという説明やったと思うんですけど、例えば、今よく聞くんですけど、先ほど言われてた第2子ができたから移動せなあかんとかということも一応想定には入ってのことで、もし例えば第1子がこども園以外のところに通われてて、第2子ができるっていうことは、無職になって、休業した場合やったら、こども園に替わってくださいということは想定されているん。そういうことは、その辺をちょっと説明をしてもらいたいんですけど。

○議長（荒尾典男君） 井関と南大居は……

〔2番東 信介君「全体で」と呼ぶ〕

全体、全体として。その部分全体としてもう一回……。質問内容は理解できたある。

〔2番東 信介君「もう一回説明しましょうか」と呼ぶ〕

もう一回、質問、ちゃんと説明してください。

○2番（東 信介君） すいません。説明が、質疑がちょっと……。

今まで普通の保育所へ行かれてて、子供ができて、今までやったら働いてて、1子を保育所へ入れて働いてたんですけど、第2子を妊娠した場合、休業されて働かん場合、今までやったら90日間と特例を認めてたから連続して保育所へ行けたけど、今度は、認定こども園ができた場合、こども園になってないところの保育所へ通ってる保護者というのは、子供も一緒にこども園に移らなあかんということ、特例が認められへんということは移らなあかんということになるんですか。

○議長（荒尾典男君） 整理させてもらうけど、子供が、2人目いて……。

○2番（東 信介君） 今までやったら就業規定があって、働いている人は保育所へ……。

○議長（荒尾典男君） 預けれるってことやな。

○2番（東 信介君） 預けれる。そやけど、第2子を妊娠したときには、休みに……。

○議長（荒尾典男君） 2人目が。

○2番（東 信介君） 無職になるということ、働いてないということになる。

○議長（荒尾典男君） 産休みたいになって休んだ場合にどうなるのかということやの。

○2番（東 信介君） 職業がないから、今までやと90日間の特例があって、特例で同じ保育所へ行けたんやけど、今度は無職になって特例を認めんということは、こども園にその子らが、こども園になってないところから移動せなあかん……。

○議長（荒尾典男君） 第1子もこども園のほうへ移行しないといけないのかっていうことやね。

○2番（東 信介君） そうそう、そういうことです。今までやったら想定してないから移動はな  
いみたいなことを言うてたんで。

○議長（荒尾典男君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） お答えいたします。

今回の改正により特例が認められないという方につきましては、仕事を求職活動している方についてでございます。育児休業につきましては、これまでの運用どおり、保育所のほうで保育ってということになります。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第15号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第15号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第16号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第16号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開11時。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時48分 休憩

11時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第17号 那智勝浦町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第10、議案第17号那智勝浦町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第17号那智勝浦町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この条例は、那智勝浦町デイサービスセンターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものでございます。

次のページに改正する条例を記載しています。

資料といたしまして、新旧対照表と関係資料を添付しています。

説明は関係資料で行いますので、関係資料を御覧ください。

那智勝浦町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号を削り、同条第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とする。

第4条第2号は、センターが行う事業として、在宅介護支援センター事業に関することを定めておりますが、この事業は、地域包括支援センターで行っている総合相談事業等と同様であることから、削除いたします。在宅介護支援センターとは、老人福祉法第20条の7の2に規定されている機関で、高齢者等の相談支援や実態把握、関係機関との調整などを行うものでございます。地域包括支援センターの創設により、地域包括支援センターへ移行している市町村が多い状況でございます。

第8条第1項中「とする。」を「とし、同法第115条の45第1項の対象となる者にあつては、別に定める。」に改める。

第8条は、利用料金について定めており、介護保険法の改正により、介護予防・日常生活支援総合事業対象者を追加し、現行制度に対応した規定となるよう改正を行います。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第17号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第18号 特別会計条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第11、議案第18号特別会計条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第18号特別会計条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次のページをお願いいたします。

特別会計条例（昭和39年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「通所介護事業」を削る。

通所介護事業につきましては、那智勝浦町デイサービスセンターゆうゆうにおける事業でございます。特別会計につきましては、地方自治法第209条第2項において、普通公共団体が特定の事業を行う場合やその他特定の歳入をもって歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例で設置できると定められております。通所介護事業の開設当初は、公設民間委託により事業を行い、介護サービス費等も特別会計で受け入れ、公営企業であったことから特別会計を設置していました。平成18年度からは指定管理制度に移行していましたが、起債の償還が残っていましたことから、特別会計での会計処理を行ってまいりましたが、令和3年度をもって起債の償還が終了することから、特別会計を設置する必要がなくなり、一般会計での会計処理が可能であることから、通所事業特別会計の廃止をお願いするものでございます。

附則といたしまして、施行期日を令和4年4月1日とし、令和3年度会計終了まで存続することを規定するものでございます。

資料といたしまして、新旧対照表を添付しています。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第18号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第19号 那智勝浦町消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第12、議案第19号那智勝浦町消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 議案第19号について御説明申し上げます。

〔議案第19号朗読〕

次ページをお願いいたします。

消防本部及び消防署が新庁舎に移転することに伴い、第3条及び第4条の表中の位置を那智勝浦町大字朝日1丁目69番地から那智勝浦町大字天満1244番地1に改めるものでございます。

関係資料といたしまして、新旧対照表を添付させていただいております。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

2番東君。

○2番（東 信介君） 議案の直接の質疑じゃないんですけど、新しい消防本部の住所なんですけど、以前も町立病院のときに質疑させていただいたんですけど、区画整理ができ次第、天満番地を朝日番地に変えてくっていう、昭和40年代やったですか、今回この位置の変更について、その辺の検討をされていたんか。多分、あそこはあの全体、今は区画整理っていう形じゃないんですけど、そういうふうなことになってるんやと思うんですけど、その辺はどういう検討をされてるのかなと思って、その辺をちょっとお聞きします。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） お答えいたします。

区画整理というようなお話でございましたが、今回検討等はいたしてございません。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） これはまた別の機会、ここの住所の変更だけですから、この議案の内容は。だから、これは、ここでの質問事項ではないと思いますので、それはもう次回、担当者のほうとでも話してください。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第19号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 議案第20号 那智勝浦町消防手数料条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第13、議案第20号那智勝浦町消防手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 議案第20号について御説明申し上げます。

〔議案第20号朗読〕

次ページをお願いいたします。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められている手数料の標準額が見直され、令和4年4月1日に施行されることに伴い、本町消防手数料条例の一部を改正するものです。

関係資料といたしまして、新旧対照表を添付させていただいております。そちらをお願いいたします。

別表第4第7号中「110,000円」を「98,000円」に、同表第9号中「17,000円」を「15,000円」に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第20号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第21号 那智勝浦町消防団条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第14、議案第21号那智勝浦町消防団条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 議案第21号について御説明申し上げます。

〔議案第21号朗読〕

次ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、第2条の2で団員の種類、第4条で定員の削減、第13条で年報酬の引上げ及び出動手当を費用弁償から出動報酬へ改めるものとこれら改正に伴う字句の整理でございます。

関係資料といたしまして、新旧対照表を添付させていただいております。そちらをお願いいたします。

第2条の2につきましては、第4条で定員を定めることにより、現在消防団規則で定めています基本団員と機能別団員を明記するものでございます。機能別団員は、災害における消防団活動及び支援活動に従事する限定的な団員でございます。

第4条第1項につきましては、消防団員の定員を323人から290人に減員するものでございます。

関係資料をお願いします。

令和3年から過去10年間とその先は5年ごとの本町の人口、労働人口及び消防団員数の推移でございます。本町消防団は、昭和30年に発足し、団員数は、昭和45年の376人をピークに人口減少と比例して年々減少し、資料にありますように、30年前の平成4年から10年前の平成24年までの20年間で72人、約22%減少しています。その後10年を見ましても、横ばいのところもございしますが、38人、約15%減少しているところでございます。このような少子・高齢化による町人口及び労働人口の減少から勘案して、定員を現在の323人から基本団員250人、機能別団員40人の計290人に改正するものでございます。

新旧対照表にお戻りください。

第4条第3項及び、3ページをお願いいたします、3ページの16条につきましては、機能別

団員を明記したことにより、字句の整理を行うものでございます。

申し訳ございません。1ページにお戻りください。

第13条につきましては、消防団員の減少を食い止めるため、処遇改善について報酬等の見直しを実施するよう消防庁長官通知があったことを受け、これまで交付税基準額に満たしていない団員、班長及び部長の階級職にある年額報酬を2ページ目、改正後の欄に記載の交付税基準額にまで引き上げるものでございます。

また、第3項で、現在改正前の欄、第14条に記載の費用弁償として支給している出動手当を出動報酬に改め、新たに災害、訓練活動以外の出動を対象としたその他出動を定めるとともに、出動報酬額の加算方法についても時間単価に改めるものでございます。

第14条につきましては、出動手当が費用弁償から出動報酬になったことに伴い、字句の整理を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番引地君。

○7番（引地稔治君） いや、これは全然悪いことやないと思うんですけど、改正によってどれぐらいの予算が、今までよりどれぐらい予算が上がる見込みですか。

○議長（荒尾典男君） 消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） どのぐらい予算が上がるかという御質問でございますが、詳しい資料を現在持ち合わせていませんので、改めて御回答させていただきます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第21号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第22号 那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第15、議案第22号那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 議案第22号について御説明申し上げます。

〔議案第22号朗読〕

次ページをお願いいたします。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第55条第1項の改正に伴い、消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保にする特例を定めた那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例第3条第2項のただし書を削除するものでございます。

附則といたしまして、第1項に施行日を、第2項に施行日前に担保に供される場合の経過措置を、第3項に施行日前に受けた申込みに係る経過措置を定めるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第22号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第23号 那智勝浦町公民館条例の全部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第16、議案第23号那智勝浦町公民館条例の全部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 議案第23号について御説明いたします。

〔議案第23号朗読〕

次のページをお願いいたします。

公民館条例につきましては、昭和63年に全部改正が行われ、その後大きな改正も行われていないことから、分館の所在地が現状に沿ったものではなかったり、また公民館運営審議会委員に対する費用弁償に関する規定は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例と重複しているなど、条文の整理が必要な状況でございました。このたび、天満公民館の建て替えを機会として条例改正を検討するに当たり、一部改正とした場合、改正箇所が多岐にわたるため、改正条文が煩雑となることから、全部改正を行い、条例の条文整理と併せて旧条例では規定のなかった施設使用料についての規定を設けるものでございます。

資料として関係資料を添付しております。

添付資料も参照しながら御説明させていただきます。

第1条では、この条例の趣旨を定めております。条文中で引用する社会教育法の各条項につきましては、関係資料に抜粋を記載しております。

第24条では公民館の設置、第29条第1項及び第30条第2項は公民館運営審議会について定められたものでございます。

第2条では、本町に公民館を設置する旨を規定しております。

第3条では、公民館組織について定め、第1項で本町の公民館の名称、第2項で勝浦分館をはじめ全部で12の分館を置く旨を定めてございます。

第4条では、本館に館長をはじめ主事その他必要な職員を置くことができることを定めてございます。

第5条では、運営審議会についての規定を定めております。

第6条では、公民館施設の名称及び位置を定めており、那智勝浦町公民館を大字二河75番地に、那智勝浦町天満公民館を大字天満199番地に設置するものでございます。

第7条では施設の使用許可について、第8条では使用料について定めてございます。使用料につきましては、社会教育法第20条に定める公民館の目的に使用する場合は無料とし、その目的以外に使用する場合は、別に定める使用料が必要となるものでございます。

関係資料、下の丸、那智勝浦町公民館条例施行規則案抜粋を御覧ください。

(1) 那智勝浦町公民館です。

区分、9時から13時、13時から17時、17時から21時として、それぞれ使用料を定めてございます。これは、現在教育センターにおいて、施設協力金として頂いている金額と同額で、取扱いにつきましても変更はございません。

裏面をお願いいたします。

那智勝浦町天満公民館です。

区分、9時から13時、13時から17時、17時から21時につきましては、那智勝浦町公民館と同

様でございます。ホール、会議室ともにそれぞれの区分で500円と定めるものでございます。

議案にお戻りください。

第9条は、規則委任に関する規定でございます。

附則としまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第23号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第24号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第18 議案第25号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第19 議案第26号 那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第17、議案第24号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第18、議案第25号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び日程第19、議案第26号那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） 議案第24号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第25号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第26号那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正につきましては、看護職の職員に適用する給料表につきまして、現在国の行政職

俸給表 1 表を使用しておりますが、看護職本来の医療職俸給表 3 表に変更し、それに合わせ所要の改正を行うものです。

また、給料表切替えとは別に、昨年12月に閣議決定されました看護職員に対する処遇改善手当の支給に関する改正を行うものでございます。

恐れ入ります、A 3 判の関係資料を御覧ください。

看護職の給料表切替えについてでございます。

今回の改正の目的は、看護職本来の給与体系に見直し、近隣病院等との均衡を図ることが目的で、改正内容は、看護職に適用する給料表を行政職俸給表 1 表から医療職俸給表 3 表へ変更するものです。俸給表を切り替えることで、本俸につきましては現在より低水準となるため、近隣病院よりも低い夜間看護手当の支給額を見直すなどして改定前との均衡を図ります。

資料左の中段のグラフを御覧ください。

給料表の比較イメージです。縦軸が本俸月額、横軸が年齢です。オレンジが現在の行政職俸給表で、グレーが医療職俸給表 3 表の本俸月額です。若年時は同程度の水準ですが、41歳の時点で最大 3 万円の差が生じます。その差を埋め、近隣病院との均衡を図るため、次の 5 つの改正を給料表改定に併せて行います。①の初任給基準表の見直しは、現在看護師の基準学歴は短大 3 卒で 1 つですが、それを大学卒、短大 3 卒、短大 2 卒の 3 段階に分類し、それぞれの学歴に見合った初任給基準といたします。②の等級別基準職務表の見直しは、資料右上の表になりますが、職務、職責をより明確にするため、4 級の看護師主任を副看護師長に改め、将来の管理職育成を念頭にした職務に改めるとともに、准看護師につきましては、昇格は 3 級までとし、看護師と准看護師の職責を分けるものといたします。③の必要在級年数の見直しは、4 級の副看護師長への登用期間を現在の 12 年から 10 年に短縮し、将来の管理職となり得る人材を早期に育成することを目的に改正するものです。④の期末勤勉手当加算割合の見直しは、現行制度に合わせた形に改正するものです。⑤の夜間看護手当支給金額の見直しは、資料右下の表を御覧ください。現行は、2 交代制での夜勤もしくは 3 交代制での深夜勤務の際に 1 回 1,500 円の手当の支給となっておりますが、近隣病院に比べて低く、看護職員確保の際にもマイナス要因となっております。それを近隣病院と同程度の金額に改めるものです。改正後は、2 交代制での深夜勤務 1 回当たり 6,000 円以内、3 交代制での深夜勤務 1 回当たり 3,200 円以内、3 交代制での準夜勤務 1 回当たり 2,800 円以内とするものです。

以上が今回の給料表切替えに伴う改正の概要となります。

次に、看護職員等処遇改善手当について説明いたします。

資料の 2 枚目を御覧ください。

看護職員等処遇改善手当につきましては、令和 3 年 11 月に閣議決定された経済対策に基づき、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、収入を 1 % 程度引き上げるための措置を令和 4 年 2 月から実施するものです。

賃金改定の対象となる職員は、看護師、准看護師の看護職員のほか、医療機関の判断で看護補助者、理学療法士などの医療技術員の賃金改善に充てることが可能とされております。

令和4年2月から9月支給分については、国庫補助対象となり、看護職員1人当たり月額4,000円を令和3年度分と合わせて令和4年度に交付申請することとなります。また、令和4年10月以降につきましては、診療報酬に上乘せされる形となる予定でございます。

関係資料の説明は以上でございます。

議案にお戻りいただきまして、議案第24号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

2枚目を御覧ください。

職員の給与に関する条例（昭和31年条例第26号）の一部を次のように改正する。

目次の改正は、看護職員等処遇改善手当の新設により、条項を改めるために目次を改正するものです。

第8条は、職員に適用する給料表について規定しており、看護職員の給料表を別表(4)に新設するため、第1項及び第3項の表番号のずれを改めるものです。

第13条第2項は、職員に支給する手当について、1号の扶養手当から17号の管理職特別勤務手当まで規定しており、新たに18号として看護職員等処遇改善手当を追加するものです。

第23条の8は、看護職員等処遇改善手当について新設するもので、手当額は4,000円以内とし、支給対象者のほか支給に関し必要な事項については規則委任するものです。

別表4は、人事院規則で定める医療職3表を別表4として追加するものです。

恐れ入りますが、議案書を3枚めくっていただきまして、最後の見開きページをお願いいたします。

左ページ上段までが別表4となります。備考としまして、その適用範囲を病院、診療所に勤務する看護師、准看護師、ナースエイドとするものです。

別表5は、職員の等級別基準職務を規定したもので、看護師については4級職員を看護師主任から副看護師長に名称を改め、准看護師については3級までの昇給とし、准看護師主査、准看護師副主査を廃止するものです。

右のページをお願いします。

附則第1項は、条例の施行期日について規定しており、公布の日から施行し、給料表改定に関するものは令和4年4月1日から、看護職員等処遇改善手当に関するものは令和4年2月1日から施行するものです。

附則第2項は、給料表切替えの際の級の切替えについて規定しており、附則別表で新しく切り替わる級を定めております。

附則第3項は、給料に関する特例について規定しており、給料表切替えに伴い、切替え前の給料月額に達しない職員については、町長の定めるところにより必要な調整を行うことができるとするものです。

続きまして、議案第25号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案第25号の2枚目を御覧ください。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第38号）の一部を次のように改正する。

目次の改正は、看護職員等処遇改善手当の新設により、条項を改めるために改正するものです。

第3条は、会計年度任用職員の給与について規定しており、フルタイム会計年度任用職員の給与に看護職員等処遇改善手当を追加するものです。

第5条は、フルタイム会計年度任用職員に適用する給料表について規定しており、職員の費用に関する条例の改正により看護職員の給料表を新設するのに伴い、適用する給料表に別表4を追加するものです。

次の3行は、フルタイム会計年度任用職員の看護職員等処遇改善手当及びパートタイム会計年度任用職員の看護職員等処遇改善報酬について新たな条文を追加するため、条番号を繰り下げるものです。

第25条は、パートタイム会計年度任用職員の看護職員等処遇改善報酬について新設するもので、支給対象者については規則委任し、その他支給に関することは、職員の給与に関する条例の規定による正職員への看護職員等処遇改善手当に準じて報酬の支給を行うものです。

「第22条を第23条とし、第18条から第21条までを1条ずつ繰り下げる。」につきましては、この改正は、フルタイム会計年度任用職員の看護職員等処遇改善手当についての新たな条文を追加するため、条番号を繰り下げるものです。

第14条は、フルタイム会計年度任用職員の看護職員等処遇改善手当について新設するもので、支給に関することは、職員の給与に関する条例の規定による正職員への看護職員等処遇改善手当に準じて手当の支給を行うものです。

最後のページをお願いします。

改正後の第19条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬の種類について規定しており、第5項に看護職員等処遇改善報酬を追加するものです。

改正後の第27条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法について規定しており、報酬の種類について、第1項に看護職員等処遇改善報酬を追加し、他の報酬と合わせて支給するものです。

別表第1は、職種別の会計年度任用職員に適用する給料表を規定しており、看護職員の給料表を新設するに伴い、適用する給料表に別表4を追加するものです。

附則は、条例の施行期日について規定しており、公布の日から施行し、給料表改定に関するものは令和4年4月1日から、看護職員等処遇改善手当及び看護職員等処遇改善報酬に関するものは、令和4年2月1日から施行するものです。

続きまして、議案第26号那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案第26号の2枚目を御覧ください。

那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和40年条例第16号）の一部を次のように改

正する。

別表につきましては、特殊勤務手当の種類、基準金額及び適用範囲について規定しており、看護等に従事する看護師、准看護師、ナースエイドの夜間看護手当について手当額を見直し、支給区分を細分化するものです。

附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行するものです。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（荒尾典男君） 議案第24号、議案第25号及び議案第26号について一括して質疑を行います。

1 番城本君。

○1 番（城本和男君） ある意味、大変な看護の業務に携わっていただいておりますけれども、確認のために、A3の表、この表の中で看護の給与を適正な医療3表のほうに改めたということなんですけれども、この表を単純に見ると、役場の行政職の職員よりも下がってしまうような感じにも見えるんですけれども。もともと初任給が21万6,000円ですか、看護師さんの場合。大卒の初任給が18万円で一番下のところから始まりますんで、朱色の線よりも下に役場の行政職の職員のラインがある。一緒に並べてるんでちょっと見づらい、職員よりも下がっていくような感じになるんですが、これは、看護師の給料を適正な給料表のほうに戻して、その分夜間看護手当、実際に勤務する職員さんに対して手当を厚くするという事で理解してよろしいんでしょうか。それだけ確認したいと思います。

これによりまして、看護師さんに来てもらえるように、町立で働いてもらえるように、ほかの近隣病院と均衡を図るということなんですけれども、給与手当を含めて実際に差がないのかどうか、その点どのようにお考えか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（荒尾典男君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） お答えいたします。

今回の給料表を切り替えることによりまして、切替え後の給与が下がる場合がございます。その場合、現在の給与を保障するために、現給保障等の措置を取りまして、不利益をなくしてまいりたい、そして看護師の離職につながらないように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 1 番城本君。

○1 番（城本和男君） 在職者の調整についてはよく分かったんですけども、夜間看護手当、これは近隣の市町村との均衡を図るということなんですけれども、実質どうなんですか。全体、給与と報酬、手当なんかも含めて、ほとんど変わらないのかどうか、そのあたりもう一度確認したいんですけども。

○議長（荒尾典男君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） 今回、夜間看護手当につきましても改正をお願いしております。これにつきましては、近隣の病院、具体的には新宮市立医療センター、そして串本町立病院の状況も確認した上であります。水準としましては、串本町立病院と同程度の支給額となる予定で

ございます。給料表の改定と合わせまして、ほぼ全体的に同水準となる予定でございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

7番引地君。

○7番（引地稔治君） それで、近隣と均等が取れるということでもいいんですけど、ということは今まで那智勝浦町の夜間看護師手当の支給金額は少なかったってということですよ。ほんで、ここを上げて近隣と均等を図るということですね。それでいいですよ。ほんで、この処置によって、今までの、ここで当然ここに係る人件費っていうのは上がってきますよね、予算上上がってきますよね。さっきの消防のときにも質問したのと同じようなことになるんですけど、どれぐらい今までよか見直されるんですか、金額的に。

○議長（荒尾典男君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） 今回の夜間看護手当の改正も含めた給料表の切替えにつきまして、職員の給与については現給を保障していくということで、下がることはありません。今後、同水準ということになってまいります。そして、今後、新年度からですけど、夜間看護手当分が増えるということで、そちらは、予算としては全体で600万円から700万円の増加となってまいります。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 2番東君。

○2番（東 信介君） すいません、ちょっと理解しにくいんですけど、もともと行政職の給与表を使ってる、今オレンジのラインですか、見開きのA3のやつで。これは、近隣病院と均衡が取れてるということですね。今度、医療職になって下がる分だけ、元のオレンジのラインまで戻して、そのことが近隣病院との均衡を図るということで、もともとオレンジのラインは均衡が取れてるということと考えるとええんかな。

それが1点と、夜間の勤務に当たって手当を上げるっていうことで、日勤だけ、お昼だけしか働いてない看護師さんもおられますよね。そういう方は給料が下がっていくのかというのが1点と、あと准看護師さんの高度な知識または経験を必要とするっていうのは3級までに変更になったあるというのは、これは今までやったら4級で高度な知識と経験を持ったあつたら4級の給与表に変わるっていうんですけど、准看護師さんは、もう今まで主査の勤務で、高度な知識または経験を生かしたような医療はできなくなるんかな、3級までになったら。ということは、今まで准看護師さんはこういう規定で4級になってた准看護師さんはおらなんんだんかな。その辺、もうちょっと説明して。

○議長（荒尾典男君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） お答えいたします。

資料のオレンジのラインとグレーのラインのことでありますが、現在、オレンジのラインっていうのは行政職の表でありまして、こちらにつきましては医療職の表より水準が高い水準ということで、現状の那智勝浦町職員の看護職員の給与は近隣の病院に比べて高いという水準と

なっておりまいます。

そして、夜間看護手当についての改正をこれまでしてこなかったのは、給与水準が高いというところもありまして、給料表の切替えと同時に行いたいということで、今回お願いしたところでございます。

そして、日勤のみの職員というのは当然でございますので、今回夜間勤務をする職員についての改善はしてまいりますが、日勤だけの職員につきましては、現給保障の範囲でとどまっております。

あと、高度な知識または経験を必要とする業務を行う准看護師の副主査、准看護師等の職務という件でございますが、今回は職責を区分するためにこのような措置をしております。これまでも2級、3級とって給料表を使うためにこういう項目をつくって、級についておったんですけれども、今後も勤務の内容としては同じ形で勤務をしていただくということです。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第24号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第24号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第25号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第25号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第26号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第26号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時59分 休憩

13時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 議案第21号消防団条例の一部を改正する条例における7番議員からの質疑についてお答えします。

団員、班長及び部長の年報酬の改定により、消防団員の年報酬がどのぐらい増額するかとの御質問でございました。令和3年度の予算ベースの人員で、年報酬は148万6,000円の増額を見込んでございます。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第27号 令和3年度那智勝浦町一般会計補正予算（第7号）

○議長（荒尾典男君） 日程第20、議案第27号令和3年度那智勝浦町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第27号令和3年度那智勝浦町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,582万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億5,665万1,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の規定となっております。

第3条では、地方債の補正をお願いしてございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款1町税から3ページの款22町債まで、歳入合計で補正前の額90億2,082万3,000円に補正額で1億3,582万8,000円を追加し、計で91億5,665万1,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2の総務費から5ページ、款12諸支出金まで、歳出合計は、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

歳出予算の経費のうち、予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出が終わらない見込みであるものについて、予算の定めるところにより翌年度に繰越しをお願いするものでございます。

款2総務費の住民記録・住基ネット連携システム改修事業から款9教育費の学校保健特別対策事業まで11件の事業で、合計金額3億1,722万1,000円を翌年度に繰り越し、令和4年度において実施するものでございます。

7ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。

起債の目的欄、市町村振興資金貸付金について、借入れを取りやめ、改正前の限度額の計4億6,846万9,000円から2,250万円を減額し、改正後の限度額の計を4億4,596万9,000円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と次の9ページの歳出について、それぞれ1億3,582万8,000円の追加をお願いしてございます。

9ページの歳出の補正額の財源内訳でございしますが、国県支出金2,335万4,000円の増額、地方債2,250万円の減額、その他3,093万4,000円の増額、一般財源は1億404万円の増額となっております。

10ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

総務課の関係について御説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

中段の款11地方交付税、目1地方交付税、補正額は6億4,844万2,000円の追加で、計で38億5,978万4,000円とするものでございます。

普通交付税につきましては、国における令和3年度地方財政計画においては5.1%の増加、また本町においては、公債費の増額に対する措置分の増などを見越しておりましたが、今回国における令和3年度補正予算により、令和3年度分の地方交付税の総額が増額されたことに伴い、普通交付税の再算定が行われ、令和3年度地方交付税が追加交付されることとなりました。これらのことから大幅な増額となっております。

13ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節2個人番号カード交付事業費補助金170万7,000円につきましては、個人番号カードの作成、発送業務について、地方公共団体情報システム機構に委任しておりますが、市町村が支払ったその費用に係る国からの10分の10の補助金でございます。実績の増により補正をお願いするものでございます。節3個人番号カード交付事務費補助金37万5,000円につきましては、市町村が行う個人番号カードの交付に要した費用に対する10分の10の補助金でございます。交付事務に要する端末機器の更改に当たり、新たに追加した統合端末更改費用の一部について、補助対象になったことから、増額補正をお願いするものでございます。

16ページをお願いいたします。

下段、款18寄附金、項1寄附金、目2総務費寄附金、節3災害復興基金寄附金23万3,000円の増額につきましては、寄附金の実績見込みによるものでございます。

17ページをお願いいたします。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては1億7,000万円、目2減債基金繰入金につきましては3億5,000万円をそれぞれ戻入れしてございます。

款20繰越金、目1繰越金につきましては、令和2年度からの繰越金1億2,107万9,000円を計上させていただいております。

18ページをお願いいたします。

下段の款22町債でございます。目6土木債で2,250万円の減額補正をお願いしてございます。説明欄記載の大谷地区残土処理場整備事業において、借入を予定しておりましたが、取りやめたものでございます。

19ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目6電子計算費、節18負担金、補助及び交付金の170万7,000円の増額につきましては、個人番号カード事業負担金の増額でございます。歳入で御説明申し上げましたが、個人番号カードの作成業務につきまして、地方公共団体システム機構に委託しており、その負担金については実績により増額をお願いするものでございます。

22ページをお願いいたします。

下段、款4衛生費、項1保健衛生費、目9病院費、節27繰出金の1,912万9,000円の増額につきましては、町立温泉病院事業会計への繰出金でございます。

26ページをお願いいたします。

款11公債費、目1元金、目2利子につきましては、財源内訳の変更でございます。大谷地区残土処理場整備事業費に係る起債借入れの取りやめにより、その財源について、処理場の使用料に変更するものでございます。

款12諸支出金、項2基金費、目2減債基金費6,325万8,000円の増額につきましては、今回追加交付されました地方交付税のうち6,325万8,000円につきましては、臨時財政対策債償還基金費として、臨時財政対策債を償還するための基金の積立てに要する経費として措置されたもので、その趣旨に沿って積み立てるものとしてございます。

目8災害復興基金費23万3,000円の増額につきましては、説明欄記載のとおり、受入れいたしました寄附金を基金に積み立てるものでございます。

27ページからは、補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。説明は割愛させていただきます。

総務課の関係は以上でございます。どうかよろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 税務課長網野君。

○税務課長（網野宏行君） 税務課の関係について御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1町税、項2固定資産税、目1固定資産税、節1現年度課税分、補正額8,922万3,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症等に係る事業用家屋及び償却資産に対する軽減措置で、軽減額確定により減額するものです。次に、節2滞納繰越分、補正額1,608万円の減額は、徴収猶予の特例制度に係る滞納繰越分として、当初予算に8,050万5,000円計上していましたが、令和2年度中に納付されたことにより減額するものでございます。

次に、項5入湯税、補正額1,290万6,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により入湯客が減少したことによる減額でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

款10地方特例交付金、目1新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、補正額8,922万3,000円の増額は、先ほど説明しました固定資産税の減収分の確定により増額するものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項2徴税费、目1税務総務費、節1報酬から節8までの減額補正は、会計年度任用職員を雇用しなかったため減額するものでございます。

次に、目2賦課徴收费、節22償還金、利子及び割引料は、過誤納金還付金で、固定資産税償却資産の修正申告による増額でございます。

税務課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 住民課の関係について御説明いたします。

12ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節6保険基盤安定負担金の46万6,000円につきましては、決算見込みによる増額でございます。

13ページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1社会保障・税番号制度システム整備費補助金の275万円につきましては、システム改修費用の10分の10を受け入れるものでございます。節6マイナポイント事業費補助金の22万8,000円につきましては、マイナポイント啓発やマイナンバーカード交付事務に係る補助金を受け入れるものでございます。

14ページをお願いいたします。

項3委託金、目2民生費委託金の補正額19万8,000円につきましては、12月議会で御可決いただきました国民年金システム改修費用の補助金が確定いたしましたので、事業費の10分の10を受け入れるものでございます。

款16県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節6保険基盤安定負担金の257万8,000円につきましては、決算見込みによる増額でございます。

20ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節10需用費の3万5,000円につきましては、マイナポイント事業の啓発に関する広報費用でございます。節12委託料の275万円につきましては、マイナンバーカードと連携し、転出の際はネット上で申請を行い、転入先での届出だけで手続が完了するよう住基法が改正されたため、これに対応するためのシステム改修費用となっております。なお、この改修費用につきましては、国の補正予算で対応するため、今回補正をさせていただき、翌年度へ全額を繰り越すものでございます。

21ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節27繰出金の405万8,000円の増額につきましては、説明欄記載の繰出金で、保険基盤安定負担金の決算見込みによる補正でございます。

目2国民年金事務費につきましては、財源内訳の変更でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1障害者自立支援給付費負担金125万6,000円、節3障害児通所給付費国庫負担金887万1,000円の増額は、給付費見込額増加に伴う国庫負担金交付予定額及び過年度分国庫負担金でございます。

13ページをお願いいたします。

項2 国庫補助金、目2 民生費国庫補助金、節9 保育士等処遇改善臨時特例交付金72万9,000円は、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策に係る令和3年度補正予算が成立し、保育士等、幼稚園教諭を対象に賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度引き上げるための措置を2月から実施することとされたことから、保育士、幼稚園教諭等の処遇改善を行うため、国から交付されるものでございます。補助率は10分の10、私立保育園2園分でございます。

14ページをお願いいたします。

款16 県支出金、項1 県負担金、目2 民生費負担金、節1 障害者自立支援給付費負担金、節3 障害児通所給付費負担金は、国費に連動する給付費見込額の増加に伴う県交付予定額でございます。

16ページをお願いいたします。

項3 委託金、目2 民生費委託金、節1 多子世帯在宅育児支援事業委託金52万5,000円の増額は、実績見込みにより補助金が増額となることから、和歌山県の委託金を受け入れるものでございます。

21ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目7 障害者福祉費、節19 扶助費1,507万9,000円の増額は、利用実績見込み増加による増額でございます。節22 償還金、利子及び割引料3,669万5,000円の増額は、障害者自立支援給付費、障害者自立支援医療給付費における額確定による国、県返納金でございます。

22ページをお願いいたします。

項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費、節19 扶助費135万円の増額は、説明欄記載の多子世帯在宅育児支援補助金の増額でございます。こちらは、支給実績により35か月分を増額するものでございます。続きまして、赤ちゃん誕生祝い金の増額は、当初の見込みより第3子、第4子の出生が多くなりましたことから増額をお願いするものでございます。今年度の出生見込みは、第1、第2子で36名、第3子17名、第4子5名、合計58名でございます。

目2 児童措置費、節18 負担金、補助及び交付金72万9,000円の増額は、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金として、2月からの保育士の賃金改善を行う私立保育園2園に補助するものでございます。基準額の2か月分でございます。また、公立保育所や学童保育所につきましても、処遇改善の対象となっておりますが、民間との給与水準を比較し、会計年度職員のみ処遇改善を実施する予定でございます。今年度分の支給につきましては、既存の予算で実施いたします。節22 償還金、利子及び割引料118万円の増額は、令和2年度子ども・子育て支援交付金、令和2年度和歌山県子ども・子育て支援補助金の額確定に係る返納金でございます。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目7 母子対策費、節18 負担金、補助及び交付金は、新宮市立医療センター産婦人科の分娩が3月1日から休止することを受け、新宮圏域外で出産する方に

対する助成でございます。

福祉課関係資料をお願いいたします。

妊産婦交通費・宿泊費助成事業助成額でございます。

交通費助成につきましては、対象地域を田辺市及び尾鷲市、田辺市及び尾鷲市を超える地域、圏域外の里帰り出産に分けてございます。助成額は、交通手段によって分かれ、表のとおりでございます。助成回数の上限は、妊婦健診14回、出産時1回、産後健診1回の合わせて16回分でございます。

また、宿泊費といたしまして、妊婦及び付添人1人につき1泊5,000円、2人で1泊1万円助成いたします。上限は、1人につき10泊までとなっております。

補正予算書22ページにお戻りください。

節18負担金、補助及び交付金30万円は、出産予定日が3月になる可能性のある妊婦さん9名のうち、新宮圏域外で出産予定の妊婦さん3名分を見込み、お願いしております。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長西君。

○農林水産課長（西 眞宏君） 農林水産課の関係について御説明申し上げます。

15ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款16県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節2ため池調査事業補助金、補正額600万円の増額につきましては、ため池改修計画書作成に係る補助金で、事業費の10分の10を受け入れるものでございます。節3防災重点農業用ため池緊急整備事業補助金、補正額270万円の増額につきましては、ため池劣化状況評価に係る補助金で、事業費の10分の10を受け入れるものでございます。節7中山間地域等直接支払事業費補助金、補正額14万8,000円につきましては、色川集落協定と高津気集落協定に対する補助のうち、色川集落で新たに保全する対象農地が増加し、加算を受けたことに対する事業費の4分の3の補助を受け入れたものでございます。節19情報収集等業務効率化支援事業交付金、補正額8万円の増額につきましては、農業委員会業務を効率的に収集、管理、関係機関との共有化を図るため、農業委員会へのタブレット導入による交付金で、事業費の10分の10を受け入れたものでございます。

18ページをお願いいたします。

款21諸収入、項5雑入、目1雑入の説明欄、水産鮮度保持施設等維持協力金723万3,000円の減額につきましては、今年度の那智勝浦冷蔵株式会社の収支について、魚商冷蔵庫の閉鎖に伴うアンモニア回収処分費用と水産鮮度保持施設等維持協力金の支払いがありましたので、赤字を見込んでございます。

23ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節17備品購入費、補正額8万円の増額につきましては、農業委員会業務の効率化を図るため、タブレット2台の購入費用でございま

す。

目2 農業総務費、節12委託料、説明欄記載、ため池劣化状況評価業務委託、補正額270万円の増額につきましては、ため池3か所の劣化状況の評価業務で、令和4年度に予定しておりましたが、前倒しで予算措置されたため、補正をお願いするものでございます。事業につきましては、繰越しを予定してございます。その下、与根子（新）池改修計画作成業務委託、補正額600万円の増額につきましては、与根子池の改修計画に係る計画書の作成業務で、令和4年度に予定しておりましたが、前倒しで予算措置されたため、補正をお願いするものでございます。事業につきましては、繰越しを予定してございます。

目3 農業振興費、節18負担金、補助及び交付金、説明欄記載、中山間地域等直接支払事業補助金、補正額19万7,000円の増額につきましては、色川集落で新たに保全する対象農地が増加し、加算を取得したことから補正をお願いするものでございます。

目5 那智駅交流センター管理費、節3 職員手当等、補正額19万8,000円の増額につきましては、予算編成時に算定誤りがあり、期末手当が不足したため、お願いするものでございます。今後、このようなことがないよう努めてまいります。

以上が農林水産課の関係でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） 観光企画課の関係について御説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金、節4 地方創生推進交付金792万9,000円の減額につきましては、ロケット関連事業に係る地方創生推進交付金の減額でございます。スペースポート紀伊からのロケット初号機打ち上げが当初今年度中であったものが令和4年12月頃に延期となりました。そのため、スペースポート紀伊周辺地域協議会への負担金が当初の1,830万円から244万2,000円に減額の見込みとなり、それに伴って地方創生推進交付金も792万9,000円の減額となっております。

次に、15ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2 県補助金、目1 総務費補助金、節4 移住支援事業補助金700万円の減額につきましては、移住定住促進住宅整備に係る補助金で、今年度事業未実施により全額を減額するものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目2 文書広報費、節10 需用費4万7,000円の増額につきましては、広報なちかつうらの印刷に係る費用の補正をお願いするものでございます。広報なちかつうらは、毎月16ページの構成を基本としておりますが、掲載すべき記事が多く、ページ数を増やして対応したこともあり、印刷製本費に不足が生じるため、今回補正をお願いするものでございます。

次に、目7企画費、節14工事請負費1,000万円の減額は、移住定住推進住宅改修工事に係るものでございます。移住・定住の推進に向け、国や県の補助金を受け、住宅を整備予定でしたが、改修予定の住宅が、調査の結果、予算内での利活用が困難であることが分かり、また他の物件も当たりましたが、調整に難航し、コロナ禍において資材調達の遅れから今年度の実施を断念いたしました。そのため、予算計上していた1,000万円全額を減額するものでございます。次の節18負担金、補助及び交付金1,585万8,000円の減額につきましては、スペースポート紀伊周辺地域協議会への負担金の減額です。歳入でも御説明したとおり、ロケットの初号機打ち上げが令和4年12月頃に延期されたことに伴い、会場運営や見学客輸送、交通渋滞対策など、それらの経費を含めていた協議会への負担金が大きく減額となります。現時点での負担金の見込みが244万2,000円となるため、当初予算の1,830万円との差額1,585万8,000円の減額をお願いするものでございます。

観光企画課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（荒尾典男君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

11ページ、下段をお願いいたします。

歳入でございます。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目6土木使用料、補正額4,143万9,000円の増額は、国の令和3年度直轄砂防事業が当初見込んでいました事業量よりも増大したことで、大谷地区残土処理場への搬入土砂が増加したためでございます。

24ページ、上段をお願いいたします。

歳出でございます。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節16公有財産購入費704万2,000円の増額は、粉白玉ノ浦地区の国道42号沿いにあります山林及び谷あいを購入し、高速残土で高台造成するための関係費用のうち、学校法人が所有する山林等の購入に係る費用をお願いするものでございます。

お手元に配付させていただいております議案第27号令和3年度那智勝浦町一般会計補正予算（第7号）建設課関係資料、A3サイズ、横置きの用地図を御覧ください。

右下、斜めの線が粉白玉ノ浦地区にある国道42号敷地でございます。そして、右上から左下隅に向かって串本太地道路本線となります。本線と42号との間の山林及び谷あいが、残土受入れ予定地でございます。赤色の実線で囲まれた赤色着色部分、①、②、③が本町で買収するところでございます。なお、青色実線で囲まれた薄緑色の着色部分は、今回の同一地権者所有の山林で、和歌山県が買収する本線用地部分となっております。説明欄記載面積の内訳としまして、買収予定面積1万2,159.78平方メートルのうち①、②の山林部分、計31筆、約9,951.2平方メートルと国道42号沿いにございます③の雑種地が1筆で、2,208.59平方メートルでございます。そして、その他補償としまして、用地内の杉6本、栗10本の立木補償を含めた予算をお願いさせていただいております。

予算書に戻っていただきまして、同じく24ページ、上段でございます。

目2大谷地区残土処理場整備事業費、補正額1,000万円の減額でございます。主な要因としては、残土処理場内に大型暗渠排水管を年度前半と後半に分け、布設する予定でしたが、前半発注分の暗渠管の調達が製作工場移転等により大幅に遅れ、年度後半からの施工となり、後半発注予定の大型暗渠管延伸施工が困難となりましたので、埋立造成を行う範囲見直しを行い、大型暗渠管布設工事後半分の削減に伴う減額でございます。

建設課の関係につきましては、以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 消防本部の関係について御説明申し上げます。

24ページをお願いします。

歳出でございます。

款8消防費、項1消防費、目1常備消防費、節18負担金、補助及び交付金、消防救急デジタル無線運営協議会負担金、補正額117万5,000円の減額につきましては、今年度、和歌山県消防救急デジタル無線運営協議会が一括購入し、交換予定でございました無停電電源装置が半導体の不足により生産が困難な状態であることから、今年度の整備を見送ったものによるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 教育委員会の関係について御説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

歳入です。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目7教育費国庫補助金、補正額450万円は、節6学校保健特別対策事業費補助金で、学校教育活動の円滑な運営を支援するため、新型コロナウイルスの地域の感染状況等に応じ、必要な学校の感染症対策に幅広く活用されることを目的に補助されるものでございます。小・中学校1校当たり、基準額90万円の2分の1の補助金を受け入れるもので、小学校6校、中学校4校、計10校分に係る補助金でございます。

25ページをお願いします。

歳出です。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、補正額540万円と1つ下の項3中学校費、目1学校管理費、補正額360万円のうち、節10需用費、消耗品費につきましては、消毒液、マスク等を各学校の実情に応じて購入するものです。また、節17備品購入費につきましては、分散授業のための机、椅子の購入やICTを活用した授業のため、教材となる動画などを編集するためのパソコンの購入など、それぞれ学校の実情に応じて必要となる備品を購入するものです。なお、これらの予算につきましては、国庫補助金の補正に伴うもので、令和4年度に全額の繰越しを予定しております。

教育委員会の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

3番曾根君。

○3番（曾根和仁君） 1点だけ少し教えてほしいんですが、19ページの企画費のところ、工事請負費の1,000万円の減額、移住定住促進住宅の改修工事ができなかったということで、残念な結果なんですけど、もう少し具体的に、修繕費が1件かかり過ぎるんで中止したっていう、そういうことでよろしいんでしょうか。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） お答えいたします。

19ページの移住定住促進住宅改修工事の関係でございます。今回、事業ができなかった要因として、幾つかございます。議員おっしゃるとおり、修繕料がかかり過ぎたというところで、具体的には、大工さん等にその住宅を見てもらったときに、膨大な修繕料がかかるであったりとか、耐震がされてないということで、耐震の工事に膨大な費用がかかるといった要因。もう一つは、対象となる物件がございましたけども、コロナ禍において資材調達の遅れが見られるということで、今年度中、令和4年3月までに工事が完了する見込みが立たない、こういった理由で断念したというところでございます。

なお、この事業につきましては、改めて令和4年度当初予算でも同様の事業を計画しておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

10番中岩君。

○10番（中岩和子君） 1点だけお尋ねをいたします。

各学校へ90万円ずつの補助金が来たということで、コロナ対策に対してのことがありましたんですけど、それは、各学校へ90万円ずつ分配するんでしょうか。学校の規模がいろいろございますんで、学校の規模が人数の多いとこと少ないとことありますけど、そういうふうなところもみんな一律にしたんかな。それとも、1校90万円で、学校数だけの先ほど報告がございましたけど、そのところの取扱いはどのようにしているんか、お尋ねをいたします。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 学校保健対策事業費の関係の予算についての各学校ごとの分配ということでございます。

今回の予算につきましては、1学校当たり90万円ということで基準額が定められてございますので、学校の児童数、生徒数にかかわらず、1校当たり90万円の予算っていうことになります。それに伴い、その分の2分の1の補助金を国庫補助金として受け入れるという形となっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

7番引地君。

○7番（引地稔治君） 玉ノ浦の高台の建設課関係資料の町の買取りのところ、1、2、3ってえ

らいいびつなんやけど、使い勝手が非常に悪いような気もするんやけど、どんなもんか。ほんで、和歌山県っていうのもどこがどこやら分かりにくいんやけど。それと、2と3の間にちょっと細いところ残ったあるよね。これ、何。

○議長（荒尾典男君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 確かに、赤色着色部分だけのみを見れば、いびつな形となっておりますけども、令和4年度当初予算におきましても追加買収させていただくところがございます、それらを含めると、割と平場としてはある程度の面積が取れるような形の現場となります。

そして、和歌山県の買収予定地に関しましては、薄緑色、これは本線の部分を和歌山県の紀南高速事務所のほうで買収する場所でございます。

あと、③と②の間の官有地、こちらについては、旧道路敷かと思われます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 7番引地君。

○7番（引地稔治君） ほんなら、昔の国道っていうところは、ここは同じような高台で埋めてけるんやね。かまん、ほんでまだあるで。1番も、1番っていうところ、これは非常に使い勝手が悪いなって思うんやけど、ここは買わなあかん、何かここは買わいでもええんちゃうかなと思うけど、ここも購入せなあかん理由、使い勝手、十分、えらい……。道を隔てて、こんだけのところ、あってもなかつても問題ないように思うんやけど。

ほんで、1も2も3も、平米単価でもええし、坪単価でもええけど、同じようなものなんか。

○議長（荒尾典男君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） ①の買収の件でございますけども、①の部分につきましては、確かに高台から外れた飛び地の谷形状となっているところでございます。その周りは、別の山林の所有者でございまして、高速本線と高台ができますと管理等で進入することができなくなりますので、その機能確保として、国道から進入する通路を町が整備する費用よりも残地補償として購入するほうが経済的と判断いたしましたので、その部分も含めて仮交渉させていただいたところでございます。

それと、買収単価でございますが、まず山林につきましては、和歌山県事業の近隣の山林買収単価1平方メートル当たり450円を掛けた額で交渉を行っております。

そして、国道42号沿いにはございます③の雑種地でございますが、こちらにつきましては、令和3年第3回那智勝浦町議会第3回定例会で御承認賜りました補正予算の土地鑑定で算出されました金額をもちまして交渉に当たっております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第27号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第28号 令和3年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）

○議長（荒尾典男君） 日程第21、議案第28号令和3年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 議案第28号について御説明いたします。

議案第28号令和3年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,545万9,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

款4県支出金から款10国庫支出金までの補正で、歳入合計、補正前の額24億6,845万9,000円から、補正額1億2,300万円を減額し、計23億4,545万9,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款2保険給付費の補正で、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、4ページの歳入合計と5ページの歳出合計は同額でございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節1普通交付金の1億2,300万円

の減額につきましては、保険給付費の決算見込みによる減額でございます。節2特別交付金の1,598万1,000円につきましては、説明欄記載の3件について、決算見込みにより計上してございます。2段目の特別調整交付金の2,000万円の増額につきましては、結核性疾患及び精神病に係る療養費に対する交付分の増額で、12月議会で御可決いただきました専門業者委託による実績見込みでございます。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1保険基盤安定繰入金の405万8,000円につきましては、決算見込みによるものでございます。

7ページをお願いいたします。

項2基金繰入金、目1基金繰入金、節1基金繰入金の2,044万6,000円の減額につきましては、予算調製によるものでございます。

款10国庫支出金、項1国庫補助金、目1災害等臨時特例補助金の40万7,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る減免措置に対するもので、5件の実績により計上してございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費の1億円の減額につきましては、決算見込みによる減額で、費用額の単価の減少により減額の見込みとなったものでございます。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費の2,300万円の減額につきましても、決算見込みにより減額するものでございます。

9ページをお願いいたします。

款5保健事業費、目1特定健康診査等事業費につきましては、財源内訳の変更でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第28号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第29号 令和3年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算
(第1号)

○議長（荒尾典男君） 日程第22、議案第29号令和3年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 議案第29号について御説明申し上げます。

令和3年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ64万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ338万7,000円とするものでございます。

今回の補正は、決算見込額による歳入歳出予算額の調整と剰余金見込額を奨学基金へ積み立てるものでございます。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款3繰入金から款5諸収入の補正により、歳入合計、補正前の額402万8,000円、補正額64万1,000円の減額、計338万7,000円でございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費と款2奨学金貸与事業費の補正により、歳出合計額は歳入合計額と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、4ページの歳入、5ページの歳出、それぞれ補正額は64万1,000円の減額でございます。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

款3繰入金、項1基金繰入金、目1奨学基金繰入金、補正額38万6,000円の減額は、貸付金が予定より少なかったことにより、基金からの繰入れが必要でなくなったことによるものです。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金、補正額22万8,000円は、前年度繰越金です。

款5諸収入、項1貸与金元金収入、目1奨学資金貸与金元金収入、補正額48万3,000円の減額は、実績によるものでございます。

7ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額199万9,000円は、奨学基金に積立てを行うものです。

款2奨学金貸与事業費、項1奨学金貸与事業費、目1奨学金貸与事業費、補正額264万円の減額は、貸付実績による減額でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第29号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開14時40分。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時30分 休憩

14時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第30号 令和3年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算  
(第1号)

○議長（荒尾典男君） 日程第23、議案第30号令和3年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長西君。

○農林水産課長（西 眞宏君） 議案第30号令和3年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,980万1,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款3繰越金、歳入合計の補正前の額1,864万9,000円に補正額115万2,000円を追加し、計で1,980万1,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、4ページの歳入、5ページの歳出、それぞれ補正前の額1,864万9,000円、補正額115万2,000円、計1,980万1,000円でございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款3繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金、補正額115万2,000円につきましては、前年度繰越金でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節24積立金、補正額115万2,000円の増額につきましては、前年度繰越金を基金に積立てするものでございます。

説明は以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第30号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第31号 令和3年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第5号）

○議長（荒尾典男君） 日程第24、議案第31号令和3年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） 議案第31号令和3年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、令和3年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

新型コロナ陽性患者受入れのための病床確保及び2度の外来診療中止により、入院、外来ともに患者数が当初の見込みを大幅に下回るため、後ほど御説明申し上げます医業収益と併せ、補正をお願いするものです。

(2)年間患者数においては、入院で11.5%減の3万5,473人、外来で7.6%減の3万6,876人を見込んでおります。

また、(3)1日平均患者数では、入院が12.6人減の97.2人、また外来は1.9人増の166.9人となる見込みです。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款病院事業収益、既決予定額25億1,291万2,000円に補正予定額3,009万4,000円を追加し、計25億4,300万6,000円、その内訳といたしまして、第1項医業収益19億3,299万7,000円から1億9,621万2,000円を減額し、計17億3,678万5,000円。

第2項医業外収益5億7,874万5,000円に2億2,630万6,000円を追加し、計8億505万1,000円とするものです。

続いて、支出の部です。

第1款病院事業費用、既決予定額25億353万5,000円に補正予定額82万5,000円を追加し、計25億436万円、第1項医業費用24億2,158万8,000円に82万5,000円を追加し、計24億2,241万3,000円とするものです。

次のページをお願いいたします。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(1)職員給与費13億9,955万2,000円に82万5,000円を追加し、計14億37万7,000円とするものです。

第5条、予算第9条に定めた他会計からの補助金を2億9,857万4,000円に改める。

次のページをお願いいたします。

3ページは、予算に関する説明書、実施計画となっております。内容につきましては、1ページの説明と重複しますので、説明を省略させていただきます。

4ページをお願いいたします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出、収入の部です。

款1病院事業収益、項1医業収益、目1入院収益、補正予定額1億6,407万8,000円の減額です。年度当初に1床を確保していた新型コロナ患者受入れ用病床ですが、その後の流行に伴い、最大で15床、2月末現在では11床を確保しております。また、コロナ病床の確保に伴い、一般入院の受入れを休止している病床が8床あることから、現在19床が一般入院できないような状況となっており、120床から19床を引いた101床で一般の入院患者を受け入れている状況です。先ほど1ページで御説明申し上げたとおり、1日当たり12.6人の入院患者の減を見込み、今回の補正をお願いするものです。病床機能別の状況は、説明欄に記載のとおりで、数値のうち括弧内は当初見込みからの増減です。コロナ病床を確保している急性期一般病床の患者数減が顕著となっております。

5ページをお願いいたします。

目2外来収益、補正予定額2,766万5,000円の減額につきましても、院内感染により外来診療を中止したことによる減収分となっております。説明欄に記載のとおり、診療日数が当初の見込みより21日少なく、それにより患者数も3,054人減となっております。

目3その他医業収益、補正予定額446万9,000円の減額は、節2公衆衛生活動収益、節3その他医業収益、それぞれ決算見込みによる減額です。

続きまして、項2医業外収益、目2他会計補助金409万2,000円の減額及び目3負担金及び交付金2,322万1,000円の増額につきましては、公立病院に係る普通交付税、特別交付税の算定基準見直し等決算見込みによる補正でございます。

続いて、目8補助金、補正予定額2億717万7,000円は、病床確保事業補助金を受け入れるものでございます。この補助金は、空床確保分及び入院受入れ支援分の2本立てとなっており、空床確保分として延べ3,849床分、2億14万8,000円と入院受入れ支援分として、延べ434人分、702万9,000円の受入れを予定しております。

6ページをお願いいたします。

支出の部です。

款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費、補正予定額は82万5,000円で、先ほど御可決いただきました議案第24号、議案第25号の看護職員等処遇改善手当分の増額補正です。正規職員117名、会計年度任用職員21名に対し、2月、3月分として支給を予定しております。

7ページから9ページまでは、補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第31号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第25 議案第32号 那智勝浦町デイサービスセンターゆうゆうの指定管理者の指定について

○議長（荒尾典男君） 日程第25、議案第32号那智勝浦町デイサービスセンターゆうゆうの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第32号について御説明申し上げます。

〔議案第32号朗読〕

那智勝浦町デイサービスセンターは、平成18年度より指定管理者制度を活用し運営してまいり、平成30年9月1日より、株式会社アシストエイトが指定管理者となり、運営しているところでございます。今回、令和4年3月31日をもって指定の期間が終了いたしますことから、那智勝浦町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条に基づき、公募いたしました。応募は1社のみで、事業計画書等を審議いたしました結果、議案のとおり指定いたしたく、お願いするものでございます。

募集方法といたしましては、広報なちかつうら12月号への掲載と令和3年12月1日から令和3年12月24日までホームページへ掲載しております。

選定理由といたしましては、現在的那智勝浦町デイサービスセンターゆうゆうの業務について、指定管理中に定員や1日平均の利用者の増加が図られ、良好に業務を遂行していること、広い施設を活用した利用者のレベルに合わせたトレーニングなどのサービス提供により、利用

者の心身機能の維持向上が図られていること、デイサービスセンターゆうゆう経営状況におきまして良好であること、管理を安定して行う人員、資産を有し、また能力を有していること、そのようなことから、今後も安定して業務を遂行することができるかと判断したものでございます。

介護及び福祉サービスと地域住民交流拠点として設置された目的が達成できる適任者として、株式会社アシストエイトを指定させていただきたく、お願い申し上げます。

なお、今回の指定期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第32号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 発議第1号 那智勝浦町議会会議規則の一部を改正する議会規則

○議長（荒尾典男君） 日程第26、発議第1号那智勝浦町議会会議規則の一部を改正する議会規則を議題とします。

局長より発議第1号を朗読させます。

局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） 朗読いたします。

〔発議第1号朗読〕

ページをめくっていただきまして、条文を載せさせていただきます。

今回の規則改正は、議会の開始時間、現在、規則上は9時となっており、運用で9時半としているところですが、もうその運用の時間を、会議規則のほうを9時半に改めるものです。

そして、第103条中に「、録音機及び携帯電話」となっているものを「及び録音機」に改めるものでございます。

附則、この規則は、令和4年4月1日から施行します。

3枚目に新旧対照表をつけさせていただいております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 提案理由の説明を求めます。

3番曾根君。

○議会改革特別委員長（曾根和仁君） 内容につきましては、ただいまの局長の報告のとおりなので、繰り返しになりますので、もう申し上げませんが、発議第1号につきましては、昨年12月の第4回の定例会中に行われました議会改革特別委員会において、出席委員の全員で確認の上、了承された項目ですので、よろしく御可決のほどお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

発議第1号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第27 発議第2号 那智勝浦町議会傍聴人規則の一部を改正する議会規則

○議長（荒尾典男君） 日程第27、発議第2号那智勝浦町議会傍聴人規則の一部を改正する議会規則を議題とします。

局長より発議第2号を朗読させます。

局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） 朗読いたします。

〔発議第2号朗読〕

こちらの規則につきましては、先ほど持ち込まないという品物の中の携帯電話を省いたことから、現在の社会状況を鑑み、携帯電話を使用しないという文言に改めさせていただくものでございます。

ページをめくっていただきまして、第11条第1項第4号中「、携帯電話」を削る。

第12条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。7号、携帯電話等については使用しないこと。

附則、この規則は、令和4年4月1日から施行する。

恐れ入ります、3枚目に新旧対照表をつけさせていただいております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 提案理由の説明を求めます。

3番曾根君。

○議会改革特別委員長（曾根和仁君） 発議第2号につきましても、先ほどと同様の理由で今回発議をさせていただきました。よろしく御可決のほどお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

発議第2号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 議案第1号 令和4年度那智勝浦町一般会計予算

○議長（荒尾典男君） 日程第28、議案第1号令和4年度那智勝浦町一般会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第1号令和4年度那智勝浦町一般会計予算について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和4年度那智勝浦町一般会計予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ98億900万円と定めるものでございます。

第2条は第2表の債務負担行為、第3条は第3表の地方債について規定してございます。

第4条では、一時借入金の限度額を7億円と定め、第5条では歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めてございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算、歳入でございます。

款1町税から6ページの款22町債までの歳入合計は、98億900万円でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1議会費から10ページの款13予備費までの歳出合計は、歳入合計と同額の98億900万円でございます。

11ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

上から、男女共同参画基本計画策定業務委託、新クリーンセンター建設・運営事業、新クリーンセンター建設工事設計施工監理業務委託、都市計画道路見直し業務委託の4つの事業について、記載の期間及び限度額で債務負担行為を行うものでございます。

12ページをお願いいたします。

第3表、地方債でございます。

起債の目的欄の公共事業等から臨時財政対策債まで、総額14億7,929万8,000円の借入れを見込んでございます。

13ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出予算事項別明細書、1、総括、歳入でございます。

款1町税から次のページの款22町債まで、歳入合計で本年度予算額98億900万円、前年度予算額79億8,700万円、前年度との比較は18億2,200万円の増額となっております。

15ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1議会費から款13予備費まで、歳出合計は、本年度予算額、前年度予算額、比較ともに歳入と同額でございます。

本年度予算額の財源内訳は、国県支出金17億1,599万5,000円、地方債13億8,620万円、その他4億9,287万6,000円、一般財源は62億1,392万9,000円となっております。

16ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

こちらからは総務課の関係について御説明申し上げます。

18ページをお願いいたします。

款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税、目1地方揮発油譲与税につきましては、地方揮発油税のうち、市町村道の延長により案分され市町村に交付されるもので、本年度予算額は1,400万円を計上してございます。

項2自動車重量譲与税、目1自動車重量譲与税につきましては、自動車重量税のうち、市町村道の延長及び面積によって案分され市町村に交付されるもので、本年度予算額は4,100万円を計上してございます。

項3森林環境譲与税、目1森林環境譲与税につきましては、住民税均等割に賦課されることとなる森林環境税を財源といたしまして、その10分の9が市町村に配分されるものでございます。本年度予算額は4,750万3,000円を計上してございます。

19ページをお願いいたします。

款3利子割交付金、目1利子割交付金につきましては、預貯金等の利子に対して課税される県民税利子割額のうち、市町村の個人県民税の額により案分され市町村に交付されるもので、本年度予算額は200万円を計上しております。

款4配当割交付金、目1配当割交付金につきましては、一定の上場株式等の配当について県民税として特別徴収されたもののうち、市町村に配分されるもので、本年度予算額は900万円を計上してございます。

款5株式等譲渡所得割交付金、目1株式等譲渡所得割交付金につきましては、配当割交付金と同様に、一定の上場株式等の譲渡益について県民税として特別徴収されたもののうち、市町村に配分されるもので、今年度予算額は700万円を計上してございます。

20ページをお願いいたします。

款6法人事業税交付金、目1法人事業税交付金につきましては、法人事業税の一部が都道府県から市町村に交付されるもので、本年度予算額は1,835万円を計上してございます。

款7地方消費税交付金、目1地方消費税交付金につきましては、地方消費税のうち2分の1が案分されて市町村に交付されるもので、本年度予算額は3億4,000万円を計上してございます。

款8ゴルフ場利用税交付金、目1ゴルフ場利用税交付金につきましては、ゴルフ場の利用者に対して課せられた県税の10分の7に相当する額がゴルフ場所在市町村に交付されるもので、本年度予算額は1,400万円を計上してございます。

21ページをお願いいたします。

款9環境性能割交付金、目1環境性能割交付金は、自動車取得税交付金に代わり令和元年10月より創設されたもので、自動車税環境性能割の一部について県から交付されるもので、今年度は693万円を計上してございます。

款10地方特例交付金、目1減収補てん特例交付金につきましては、住宅ローン控除に伴う減収補填分として交付されるもので、本年度予算額は900万円を計上してございます。

22ページをお願いいたします。

款11地方交付税、目1地方交付税につきましては、33億5,000万円を計上してございます。国における令和4年度地方財政計画及び令和3年度決算見込みなどから、前年度より2億5,000万円の増額となっております。

款12交通安全対策特別交付金、目1交通安全対策特別交付金につきましては、道路交通法に

よる反則金の一部が地方公共団体に配分されるもので、本年度予算額は100万円を計上してございます。

25ページをお願いいたします。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1町有地使用料93万円のうち総務課関係といたしまして、勝浦商港地区埋立地64万8,000円につきましては、勝浦魚商協同組合に貸与しているものでございます。節2町営バス使用料296万円につきましては、町内5つの路線を運行しております町営バスの料金収入でございます。令和2年度の実績見込みにより104万2,000円の減額で見込んでございます。

34ページをお願いいたします。

こちら、下段でございます。目5消防費国庫補助金、節1社会資本整備総合交付金702万4,000円につきましては、説明欄記載の住宅耐震関係事業に係る国庫補助金を受け入れるものでございます。木造住宅耐震診断事業費補助金は、平成12年5月以前に建築された木造住宅の耐震診断を実施するもので、本年度は20戸を予定しており、その2分の1の補助金でございます。非木造住宅耐震診断事業費補助金につきましては、昭和56年5月以前に建築された非木造住宅の耐震診断を実施するもので、本年度は1戸を予定してございます。その補助額の2分の1の補助金でございます。

35ページをお願いいたします。

住宅耐震補強設計及び改修事業費補助金につきましては、本年度は限度額50万円の10戸分を予定してございます。ブロック塀耐震化促進事業につきましては、和歌山県における補助要綱が改められ、国費と併用可能となったことから、事業費の3分の1の補助金を受け入れるものでございます。

36ページをお願いいたします。

項3委託金、目1総務費委託金、節2自衛官募集事務費委託金2万4,000円につきましては、事務取扱に係る国からの委託金でございます。

39ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目1総務費補助金、中ほどの節3県移譲事務市町村交付金107万5,000円につきましては、県から移譲された浄化槽の届出等に対する交付金でございます。

43ページをお願いいたします。

こちら下段の目6消防費補助金、節1住宅耐震化促進事業費補助金385万8,000円につきましては、説明欄記載の国庫補助金と同様の住宅耐震関係事業に係る県補助金を受け入れるものでございます。一番下の耐震ベッド・耐震シェルター設置事業費補助金につきましては、1件分の県補助金を受け入れるものでございます。

44ページをお願いいたします。

節2わかやま防災力パワーアップ事業費補助金631万2,000円につきましては、避難路等整備事業として140万円、ブロック塀耐震化促進事業、家具類等転倒防止事業や感震ブレーカー設

置事業の要配慮者支援対策事業に係る2分の1の県補助金を受け入れるものでございます。事前復興計画調整事業につきましては、都市計画マスタープランと併せて令和2年度から2か年事業で策定いたしました。令和4年度以降において引き続き住民等への周知を図るべく、事業展開をしていきたいと、その2分の1の県補助金を受け入れるものでございます。

46ページをお願いいたします。

款16県支出金、項3委託金、目1総務費委託金の1つ飛びまして節2参議院議員選挙費委託金1,636万7,000円、それと節3県知事選挙費委託金1,253万5,000円につきましては、今年度執行予定のそれぞれの選挙費用に係る分といたしまして、県から交付される委託金で、歳出予算と同額を計上させていただいております。節4県議会議員選挙費委託金652万円につきましては、令和5年4月29日に任期満了となります和歌山県議会議員選挙の準備に要する費用の委託金でございます。

47ページをお願いいたします。

款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入1,668万7,000円のうち総務課関係分は1,558万4,000円で、警察署、勝浦幹部交番、県営住宅、職員駐車場等の町有財産貸付収入でございます。

目2利子及び配当金350万2,000円につきましては、説明欄記載の財政調整基金利子から那智の郷共同汚水処理施設事業基金利子までの12件の基金利子と一番下の1件の配当金を受け入れるものでございます。

48ページをお願いいたします。

下段の款18寄附金、目2総務費寄附金、節3災害復興基金寄附金につきましては、10万円を見込額として計上してございます。

49ページをお願いいたします。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金2億5,000万円及び目2減債基金繰入金3億5,000万円につきましては、それぞれの基金から取崩しを行い、繰入れするものでございます。

目3まちづくり応援基金繰入金2億円につきましては、寄附金の事業目的に合った事業の財源に充てるため、まちづくり応援基金から取り崩すものでございます。

目4福祉基金繰入金1,600万円につきましては、体育文化会館エレベーター改修工事に係る費用の財源に充てるため、取り崩すものでございます。

50ページをお願いいたします。

下段の款21諸収入、項2町預金利子、目1町預金利子は、100万円を計上してございます。

52ページをお願いいたします。

項5雑入、目1雑入、節1雑入は、1億741万8,000円でございます。このうち説明欄一番上の総務課の関係につきましては、主なものといたしまして、1行目の人事交流派遣職員負担金、こちらにつきましては、和歌山県との職員の交流事業に係る本町から派遣している職員の人件費分について、和歌山県から負担金として受け入れるものでございます。2行目の和歌山

地方税回収機構派遣職員交付金と3行目、後期高齢者医療連合会派遣職員給与等交付金につきましては、本町から派遣している職員に係る人件費分について、それぞれ派遣先より交付金として受け入れるものでございます。6行目、土地改良施設維持管理適正化事業交付金につきましては、小匠ダム管理システムに係る部品交換のため、土地改良施設維持管理適正化事業を活用し、土地改良事業団体連合会より事業費の90%の交付金を受け入れるものでございます。7行目の高圧送電線々下補償金につきましては、関西電力から高圧送電線に係る線下補償金を受け入れるものでございます。総務課分一番下のデジタル基盤改革支援補助金につきましては、国が推進いたしますオンライン申請手続に対応するため、申請データを基幹業務システムへ取り込むためのシステム導入に対し、国の外郭団体である地方公共団体情報システム機構より2分の1の補助金を受け入れるものでございます。

54ページをお願いいたします。

款22町債でございます。本年度の借入額として、目1総務債から次のページの目8臨時財政対策債まで、計で14億7,929万8,000円を見込み、説明欄記載の各事業の財源として借入れを予定してございます。

56ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

歳出の説明の入ります前に、町全体の当初予算に係る正職員数について御報告させていただきます。

令和4年4月1日の職員数の見込みにつきましては354人で、病院の医療関係職員128人を差し引きますと、一般職員等は226人で、その内訳は、消防職員40人、保育士30人、保健師8人、管理栄養士1人、一般行政職員147人となります。

58ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございます。この科目では、町長、副町長並びに総務課、会計課、観光企画課企画係及び外部への派遣職員、一般行政職の新規採用職員を合わせた40人の人件費と各出張所の会計年度任用職員の人件費、全職員に係る公務災害補償基金等の負担金、退職手当負担金、総合賠償補償保険の掛金、職員健康診断等の経費を計上してございます。本年度予算額は3億7,964万8,000円で、前年度と比較して261万2,000円の増額となっております。節1報酬1,956万9,000円で、前年度比174万3,000円の増額となっております。説明欄4行目までは各委員会の委員報酬でございます。会計年度任用職員につきましては、出張所関係職員8名及び休職者に係る代替職員として一般事務補助が1名増の3名分でございます。節2給料1億4,736万9,000円で、前年度比1,545万6,000円の増額、節3職員手当で879万3,000円増の1億147万6,000円となっております。一般管理費所管職員数が40名と、5名の増員となったことが主な要因でございます。総務課所属といたしまして、休職者、育児休業者の代替職員1名分、派遣職員の2名分、観光企画課企画係職員の1名増員分、そして新たに退職自衛官1名を防災対策室に任用する予定で、合計5名の増員となっております。退職自衛官の採用につきましては、防災機能を強化するため、内閣府が定める地域防災マネジャ

一の資格を有する専門人材を配置するものでございます。自衛官時代に培った防災、危機管理における専門的な知識や災害派遣現場での災害対応などの豊富な経験を基にした災害に対する備えや災害発生時の的確な状況判断などの職務に生かしてもらうことで、防災機能の強化を図るものでございます。なお、任期は2年間で、最長5年間、人件費の2分の1が交付税措置されるものでございます。続きまして、節4共済費6,342万9,000円で、前年度比478万5,000円の増額となっております。

次のページの説明欄を御覧願います。

地方公務員等共済組合法の改正により、令和4年10月より被用者保険の適用対象である非常勤職員については、地方公務員共済組合員として短期給付、福祉事業が適用されることとなります。このことから、本町会計年度任用職員につきましても、令和4年10月より、健康保険については和歌山県市町村職員共済組合の組合員となります。なお、負担金等については、ほぼ変わりございません。以下、各科目におきまして、同様の取扱いとなるものでございます。

59ページをお願いいたします。すみません、同じページでございます。失礼しました。2つ飛びまして、節9交際費につきましても、4万8,000円を減額し、92万4,000円を計上してございます。節10需用費は、文具等消耗品費等、節11役務費は、郵送料等、通信運搬費用等でございます。節12委託料1,442万5,000円につきましても、214万9,000円の増額でございます。

次のページを御覧願います。

説明欄一番下の個人情報取扱業務データベース化事業につきましても、個人情報保護法の改正により、地方公共団体の個人情報の保護制度は国の法律に一元化されることとなることを受けて、令和5年4月からは国に準じた形で対応していく必要があり、データベース化業務として委託をお願いするものでございます。節13使用料及び賃借料382万1,000円のうち、説明欄記載、2行目の自動車等借上料のうち、2年に1回実施しております区長連合会視察バスの借上料50万円を計上してございます。中ほどの住宅借上料147万5,000円は、和歌山県との人事交流のほか派遣職員等に係る住宅借上料でございます。下から2行目の行財政情報サービス利用料396万円につきましても、国の政策や全国各地の自治体の先進的な政策等に係る情報サービス利用料でございます。それと、1つ飛びまして、節18負担金、補助及び交付金1,564万9,000円のうち、説明欄3行目、退職手当特別負担金につきましても、前年度と比較して2,594万5,000円の減額となっております。これは、退職に伴う特別退職金の減少などによるものでございます。備考欄一番下、人事交流派遣職員負担金につきましても、和歌山県との人事交流事業に係る分担金でございます。

61ページをお願いいたします。

目3財産管理費でございます。この科目では、役場庁舎、マイクロバス、集中管理公用車、旧グリーンピア南紀及びその他の町有財産の維持管理費用が主なものでございます。本年度予算額は5,495万3,000円で、前年度と比較して943万8,000円の減となっております。主な減額の要因といたしましては、昨年度においての庁舎玄関前工事等に係るものでございます。節10需用費のうち、説明欄の燃料費305万3,000円は、集中管理公用車の燃料費及び庁舎のボイラ

一用重油などがございます。修繕料417万8,000円につきましては、本庁舎内施設287万8,000円、集中管理公用車60万円などを予定してございます。節11役務費の手数料は、車検や浄化槽点検、水質検査等に係るものでございます。

次のページをお願いいたします。

保険料は、自動車共済保険、森林保険、町有建物災害共済等でございます。節12委託料は、2,088万8,000円でございます。マイクロバス運転業務委託から自動ドア保守点検委託まで、例年お願いしてございます業務、管理、点検等の委託費用でございます。節14工事請負費は、432万円でございます。上段の木戸浦第二駐車場舗装工事につきましては、臨海線沿いホテル駐車場の向かい側にあります約200平米ほどの町有地でございますが、2つの事業者の方にそれぞれ8区画を貸し付けてございます。こちらの舗装面の劣化が激しいことから、舗装工事を施工するものでございます。次の役場本庁舎防水工事につきましては、特に雨漏れのひどい付近の修繕として、屋上部分の防水工事をお願いするものでございます。役場本庁舎車庫修繕工事につきましては、公用車の車庫の屋根の劣化が進んでおり、雨漏り修繕及び塗装工事費用をお願いするものでございます。節17備品購入費33万円は、ドローン1台の購入費用を計上してございます。主に広報用などの写真撮影や現場確認など、今後幅広く利用が広まるものと考え、購入費用をお願いするものでございます。

63ページをお願いいたします。

目4出張所費でございます。この科目では、宇久井、色川、太田、下里の各出張所の施設管理経費と事務経費を計上してございます。本年度予算額は253万8,000円で、前年度より30万4,000円の増となっております。地元区からの要望により、太田出張所に自転車置場を設置する予定でございます。

目5交通安全対策費の本年度予算額は、177万円でございます。15名の交通指導員の活動経費を計上しております。4年度では、節8旅費で特別旅費として、隔年で実施しております県外視察旅費を計上しております。

64ページをお願いいたします。

目6電子計算費でございます。この科目は、財務会計、住民基本台帳ネットワーク、印鑑登録、各種課税収納業務をはじめとする各課のシステムや電算機器の保守のほか、セキュリティー対策やシステムの更改等に要する経費を計上してございます。本年度予算額は7,698万1,000円で、前年度と比較して392万3,000円の減額となっております。節12委託料1,357万4,000円は、前年度と比較して563万3,000円の増額となっております。各課の業務で使用いたします機器の保守及びシステム改修や新規システムの導入に要する費用でございます。今年度は、国が推進いたしますオンライン申請手続に対応するため、申請データを基幹業務システムへ取り込むためのシステムを導入する業務委託料が主なものとなっております。節13材料及び賃借料5,722万2,000円でございます。前年に比べまして472万5,000円の減額となっております。主なものとして、基幹業務システムのクラウド利用料、自治体情報システム、強靱化システムの利用料でございます。基幹業務システムにつきましては、平成28年度

より、災害時のデータ保全を考慮するため、クラウドサービスを導入してございます。また、同じく平成28年より、自治体の情報セキュリティを強化するため、各種機器、システムも導入してございます。その他として、業務用のパソコンのリース料等がでございます。節17備品購入費27万8,000円につきましては、業務書類の電子化や業務システムの標準化に対応するためのソフトウェアの購入費用となっております。節18負担金、補助及び交付金310万4,000円につきましては、前年度と比べまして474万4,000円の減額となっております。個人番号カード交付事業負担金が制度改正されたことが主な要因でございます。

69ページをお願いいたします。

目10町営バス運行費でございます。この科目では、町内5つの路線の運行費用を計上してございます。本年度予算額は3,362万7,000円で、前年度と比較して150万3,000円の増額となっております。主に需用費に係るものでございます。節10需用費は740万円で、前年度より154万7,000円の増額でございます。燃料費の値上がりにより99万2,000円の増額、また修繕料でバス停留所の標識の修繕として50万円を計上してございます。節12委託料の町営バス運行業務委託2,561万6,000円につきましては、町内5つの路線の運行委託費用でございます。

続きまして、このページ一番下の目11諸費でございます。本年度予算額は976万2,000円で、総務課関係の主なものといたしましては、次のページを御覧願います。節7報償費842万2,000円で、町内55の自治会に対する区報償費でございます。

71ページをお願いいたします。

節19扶助費40万円につきましては、犯罪被害者等支援条例に基づく傷害見舞金として10万円、遺族見舞金30万円のそれぞれ1件分を計上してございます。

続きまして、77ページをお願いいたします。

項4選挙費、目1選挙管理委員会費35万6,000円につきましては、4名の委員で組織いたします選挙管理委員会の運営費用でございます。

目2町長選挙費1,517万6,000円につきましては、令和4年4月24日執行予定の町長選挙に係る経費で、節1報酬から78ページの節18負担金、補助及び交付金まで、説明欄記載のとおり計上させていただいてございます。なお、今回より候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する選挙運動費用の公費負担制度が拡充されてございます。

78ページを御覧願います。

節18負担金、補助及び交付金398万5,000円、説明欄一番下の選挙公費負担金でございます。従前からの選挙運動用はがき送料に加えまして、今回から新たに選挙運動費用の自動車の使用、ポスターの作成、ビラの作成の3つの費用に対しまして、公職選挙法並びに条例により定められた基準により計上してございます。

続きまして、目3参議院議員選挙費で1,636万7,000円につきましては、令和4年7月25日に任期満了となります参議院議員通常選挙に係る費用でございます。節1報酬から79ページの節18負担金、補助及び交付金まで、説明欄記載のとおり計上させていただいてございます。この選挙執行経費につきましては、全額を和歌山県より受け入れるものでございます。

目4 県知事選挙費1,253万5,000円につきましては、令和4年12月16日に任期満了となります和歌山県知事選挙に係る費用でございます。節1 報酬から次の80ページの節18負担金、補助及び交付金まで、説明欄記載のとおり計上させていただいております。こちらの選挙執行経費につきましても、全額を和歌山県より受け入れるものでございます。

81ページをお願いいたします。

目5 県議会議員選挙費652万円につきましては、令和5年4月29日に任期満了となります和歌山県議会議員選挙の準備に要する費用でございます。この選挙事務につきましては、任期満了が年度替わりの時期にあるため、年度をまたいで執行することとなります。残りの費用につきましては、令和5年度の当初予算で計上させていただきます。

84ページをお願いいたします。

項6 監査委員費、目1 監査委員費の本年度予算額は、60万6,000円でございます。2名の監査委員の報酬が主な経費となっております。

154ページをお願いいたします。

款8 消防費、項1 消防費、目4 水防費でございます。この科目につきましては、小匠防災ダムの維持管理費用を計上してございます。本年度予算額は913万9,000円で、474万3,000円の増額でございます。主に小匠ダム管理システムに係る部品交換による増額をお願いするものでございます。このページ、一番下、節12委託料495万3,000円、説明欄一番下の小匠ダム管理所他HDD定期更新業務委託につきましては、小匠ダムの内水位、河川水位、雨量等を監視するため、管理事務所、役場本庁、太田出張所にそれぞれ設置してございます各種装置のハードディスクが交換推奨年である5年を経過しているため、和歌山県と協議の上、土地改良事業団体連合会の土地改良施設維持管理適正化事業により更新するものでございます。

次のページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金52万1,000円のうち、説明欄2行目の土地改良施設維持管理適正化事業賦課金につきましては、小匠ダム管理所他HDD定期更新業務に係る負担金でございます。説明欄3行目の新宮川水系熊野川合同水防演習負担金につきましては、令和4年5月に実施予定の熊野川合同水防演習に係る国への負担金を参加する自治体で分割するもので、人口割で試算されたものでございます。国、和歌山県、三重県、近隣市町村が実行委員会をつくり、主催となって大規模な水防訓練を行う予定でございます。

続きまして、目5 災害対策費でございます。この科目では、主に防災行政無線、住宅耐震対策、自主防災組織支援、津波避難対策等の経費を計上してございます。本年度予算額は6,114万9,000円で、前年度と比較して2,575万5,000円の増額となっております。主な要因といたしましては、節12委託料、節14工事請負費、節18負担金、補助及び交付金の増額によるものでございます。節10需用費528万6,000円のうち消耗品費につきましては、補充用の備蓄食料220万円、その他乾電池などでございます。修繕料は、椎ノ浦防災公園及び小坂山等の避難場所の修繕、防災行政無線の戸別受信機取付け費用50件分を計上してございます。節11役務費290万5,000円のうち、説明欄1番目の通信運搬費につきましては、主に河川管理カメラや防災

行政無線に係る有線の回線使用料でございます。4行目の保険料につきましては、町村会の災害対策費用の保険料でございます。節12委託料1,122万1,000円につきましては、925万1,000円の増額となっております。木造住宅耐震診断業務委託は、建築基準法の構造基準が強化された平成12年5月以前に建てられた木造住宅2階建ての耐震診断を行うもので、20戸分を計上してございます。

次の156ページを御覧願います。

説明欄2行目の家具類等転倒防止対策支援事業業務委託につきましては、65歳以上の高齢者世帯等への要配慮者を対象に1件当たり5か所までの設置を行うものでございます。3行目、防災行政無線設備保守業務委託につきましては、令和3年度内の瑕疵担保期間の終了につき、保守点検料をお願いするものでございます。4行目、事前復興計画調整支援業務委託につきましては、都市計画マスタープランと併せて令和2年度より2か年事業として策定いたしております事前復興計画につきまして、完成後の調整等の支援について委託をお願いするものでございます。令和2年度において、コンサルタント会社と策定委員会委員5名の選定を行いまして、データ収集それから課題の整理、住民へのアンケート調査、職員のワークショップなどを行い、その結果等を踏まえて策定委員会を開催してきたところでございます。現在、令和3年度内に計画書として取りまとめる予定で進めているところでございます。令和4年度では、専門家と行政サイドで策定いたしました計画書について、今後より現実性のある形に近づけていくべく過程として、住民の皆様にお示しし、少しでも住民の合意形成を図るべく事業を進めたく、作業の支援業務を2分の1の県補助金を受けて委託するものでございます。続きまして、節14工事請負費は、654万円でございます。説明欄1行目の防災行政無線移動系統制局移設工事につきましては、勝浦小学校脇の防災倉庫に設置してございます防災行政無線移動系統制局について、令和4年度に再免許申請を行うに当たり、親局設備等を移設し、消防・防災センターへ移設するものでございます。2行目、防災行政無線二河子局移設工事につきましては、民有地を借り受けて設置しておりました防災行政無線の屋外子局について、地権者からの要望により移設する必要が生じたことから、その費用をお願いするものでございます。3行目の宇久井地区避難路整備工事につきましては、宇久井地内町営住宅裏から宇久井ビジターセンター方面へ抜ける避難路、幅員は狭いのですが、町道宇久井2号線となっております。緊急防災・減災事業債を利用して、防災対策として改良工事を行うものでございます。節17備品購入費154万円につきましては、5ワットデジタル対応据置型無線機を配備するものでございます。無線設備規則の改正により、新規格に適合する必要があるものでございます。防災行政無線設備につきましては、デジタル化を完了しておりますが、今回町が管理いたします簡易無線につきましても、同様に新規格への対応を行うため、デジタル対応型機器への更新を行うものでございます。節18負担金、補助及び交付金2,982万7,000円のうち、説明欄1行目の県総合防災情報システム負担金につきましては、県の総合防災情報システムの運営に係る町負担金でございます。3行目、住宅耐震化促進事業補助金は、住宅耐震補強設計及び改修補助、非木造住宅耐震診断補助、耐震ベッド・耐震シェルター設置事業に係る補助でございます。住宅耐震補

強設計及び改修事業補助金につきましては、例年受付件数を5件を上限としてございましたが、10件に増大し、予算計上してございます。申請実績等により増額をお願いするものでございます。非木造住宅耐震診断補助金は、8万9,000円、1件分、耐震ベッド・耐震シェルター設置事業補助金26万6,000円、1件分を計上してございます。4行目の地震対策事業補助金につきましては、ブロック塀撤去補助金と感震ブレーカー設置事業補助金の2つでございます。ブロック塀撤去補助金につきましては、地震によるブロック塀の崩壊から被害軽減と避難路寸断を防止するため、ブロック塀の撤去やブロック塀に代わるフェンス、生け垣などの建設費用の一部を補助するものでございます。今回、和歌山県における補助要綱が改められ、国費補助金との併用が可能となったことから、補助限度額を10万円から30万円に引き上げて、利用者負担を減らし、重点的に取り組むべく、予算をお願いしてございます。感震ブレーカー設置補助金10万円につきましては、65歳以上の高齢者世帯への要配慮者を対象とし、感震ブレーカーを購入した際の補助金としてございます。20件分を予定してございます。一番下の自主防災組織補助金につきましては、自主防災組織の防災力強化のため、備蓄倉庫の設置、備品、備蓄品の購入、またその他の活動に対しての費用の補助分350万円と自主防災組織が行う緊急避難路整備の原材料費及び機械損料の全額と業者委託工賃の半額を補助する避難路等の整備支援補助金200万円、自主防災組織育成補助金として、研修会費用や防災士資格取得補助など10万円を予定してございます。

次の157ページをお願いいたします。

宿泊施設避難所対応支援事業協力金100万円につきましては、高齢者等避難情報の発令以降、避難者の受入れを宿泊施設に協力依頼するものでございます。1人2,000円の個人負担を徴収し、町から3,000円の補助を加え、合計1泊5,000円で避難所としてホテルを利用させていただくものでございます。

187ページをお願いいたします。

款11公債費につきましては、長期借入金の返済金等を計上してございます。

目1元金の本年度予算額は11億5,812万5,000円で、前年度と比較して9,221万7,000円の増額となっております。説明欄記載の公共事業等債から公有林整備事業債まで183件の償還となっております。中ほどの過疎対策事業債で1億531万1,000円の増額となっております。水産鮮度保持施設整備事業に係る償還の開始が主な要因でございます。

目2利子の本年度予算額は4,610万5,000円で、前年度と比較いたしまして1,747万9,000円の減額となっております。説明欄記載の公共事業等債から次の188ページの公有林整備事業債まで219件の償還となっております。また、起債前借利子及び一時借入金利子それぞれ100万円を計上してございます。

189ページをお願いいたします。

款12諸支出金、項2基金費、目1財政調整基金費の92万9,000円及び目2減債基金費の122万8,000円につきましては、基金の利子を積み立てるものでございます。

目3福祉基金費の204万5,000円につきましては、通所介護施設維持協力金の120万円と寄附

金及び福祉基金の利子を積み立てるものでございます。

目4 豊かな水資源保全基金費の9万4,000円は、基金の利子を積み立てるものでございます。

目5 那智の滝源流水資源保全事業基金費の985万8,000円につきましては、基金の利子及びふるさと納税等によるものを積み立てるものでございます。

目6 那智勝浦町まちづくり応援基金費の8,128万8,000円は、ふるさと納税による寄附金8,100万円と基金の利子を積み立てるものでございます。

目7 公共施設整備基金費の20万9,000円は、基金の利子を積み立てるものでございます。

目8 災害復興基金費の10万3,000円は、寄附金10万円と基金の利子を積み立てるものでございます。

190ページをお願いいたします。

款13予備費につきましては、地方自治法第217条の規定により、予算外の支出等が生じたときのために1,000万円を計上してございます。

191ページをお願いいたします。

このページから199ページにかけては、給与費明細書となっております。191ページの特別職の職員数は688人で、前年度と比較して102人の増加となっております。令和4年におきましては、3つの選挙が予定されていることなどによるものでございます。

次の192ページをお願いいたします。

2、一般職、1、総括で、本年度職員数は198人で、前年度と比較して1名の減となっております。また、括弧書きの短時間勤務職員及び会計年度任用職員につきましては、10人の増加となっております。

次の193ページをお願いいたします。

ア、会計年度任用職員以外の職員ですが、先ほど申しましたとおり、本年度の職員数198人で1名減となっております。

次の194ページをお願いいたします。

こちらは、会計年度任用職員に係る明細を記載してございます。こちら先ほど申しましたとおり、パートタイム会計年度任用職員217人で10名の増員となっております。3つの選挙が予定されており、短期間ではありますが、雇入れ人数の増が主な要因でございます。また、報酬につきましては、選挙等短期間や短時間勤務の人が増えていることから減額となっております。

195ページをお願いいたします。

人件費等の増減明細を記載してございます。このページ以降、給料及び職員手当の状況、級別職員数、昇給等について記載してございます。

200ページをお願いいたします。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。今年度設定する債務負担行為

につきましては、4件でございます。この調書では、当該年度以降の支出予定額とその財源内訳について定めており、男女共同参画基本計画策定業務委託は、期間が令和5年度、金額が250万円、新クリーンセンター建設・運営事業では、期間が令和5年度から27年度まで、金額が74億8,170万円、新クリーンセンター建設工事設計施工監理業務委託では、期間が令和5年度から7年度まで、金額が5,750万3,000円、都市計画道路見直し業務委託につきましては、期間が令和5年度、金額が360万円となっております。また、各事業の財源内訳については、それぞれ記載のとおりでございます。

201ページをお願いいたします。

地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。表の一番下の合計欄でございますが、令和2年度末見込みで132億5,336万6,000円、令和3年度末見込額で137億2,876万1,000円、一番右の令和4年度末の見込額では140億4,993万4,000円と見込んでございます。

総務課からの説明は以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 休憩します。再開16時10分。

~~~~~ ○ ~~~~~

16時02分 休憩

16時11分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

税務課長網野君。

○税務課長（網野宏行君） 税務課の関係について御説明申し上げます。

16ページをお願いいたします。

歳入でございます。

町税の算出につきましては、令和3年度決算見込額を基に算出してございます。

款1町税、項1町民税、目1個人でございますが、本年度は4億7,120万円を計上させていただいております。節1の現年度課税分は4億6,820万円で、前年度予算より4,000万円の増、率にして9.3%の増を見込んでおります。節2の滞納繰越分につきましては、300万円を計上させていただいております。

次の目2の法人でございますが、本年度は4,320万1,000円を計上してございます。節1の現年度課税分は4,320万円で、前年度予算と比較して260万円の増、率にして6.4%の増となっております。主な要因としましては、法人税割の増加を見込んでおります。

項2固定資産税、目1の固定資産税は、本年度6億8,250万4,000円を計上してございます。節1の現年度課税分は6億7,550万円で、前年度予算と比較して4,050万円の増、率で6.4%の増となっております。この主な要因は、前年度は新型コロナウイルスの影響を受けた中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る軽減措置があったためでございます。節2の滞納繰越分700万4,000円は、前年度予算と比較して7,995万5,000円の減となっております。主な要因としまして、前年度は徴収猶予の特例制度の分を含んでいたためでございます。

次の目2の国有資産等所在市町村交付金及び納付金でございますが、この対象となっておりますのは県営住宅などの5件で、本年度は254万1,000円を計上してございます。

次に17ページをお願いいたします。

項3軽自動車税は、本年度5,787万5,000円を計上してございます。

目1環境性能割は、令和元年10月から導入されたもので、当分の間、県が賦課徴収を行い、町に払い込まれることとなっておりますが、令和4年度は、県の見込み算出の例示に沿って算出した418万円を計上してございます。

目2種別割は5,369万5,000円で、節1の現年度課税分は5,300万円で、課税台数は7,661台を見込んでおります。滞納繰越分は、69万5,000円でございます。

次に、項4町たばこ税、本年度は1億1,600万円を計上してございます。たばこ売上本数は減少すると見込んでおりまして、令和3年度決算見込み及び税額改定による増税分を勘案した上で、計上させていただいております。

次に、項5入湯税でございますが、本年度は4,300万円を計上してございます。なお、入湯客数は、宿泊分で27万7,000人、日帰り客分で2万3,000人、合計で30万人を見込んでおります。

次に、28ページをお願いいたします。

款14使用料及び手数料、項2手数料、目1総務手数料、節3督促手数料は38万円、節4諸手数料222万円のうち税務課の関係は、税務証明手数料分を90万円、節6住宅用家屋証明申請手数料2万6,000円は、それぞれ実績を基に計上してございます。

次に、39ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目1総務費補助金、節1県税徴収補助金につきましては、町県民税の徴収に係る県税徴収分に関する補助金でございます。納税義務者数を6,500人と見込んでおります。

次に、50ページをお願いいたします。

款21諸収入、項1延滞金、加算金及び過料等、目1延滞金につきましては、前年度予算と同額を計上してございます。

次に、72ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項2徴税费、目1税務総務費でございますが、本年度は1億4,156万9,000円を計上してございます。前年度と比較して1,780万2,000円、14.4%の増となっております。増の主な要因は、人件費の増と委託料の増によるものです。節2給料から節4共済費までは、職員16人分の人件費でございます。節12委託料の2,452万3,000円でございますが、説明欄1行目の公図分合筆修正業務委託につきましては、法務局からの土地の分筆登記や合筆登記の通知により、町備付けの公図の原図を修正するものを委託するものでございます。次の地番図分合筆修正業務委託につきましては、固定資産税の課税客体的確な把握と課税の適正化を図るために設置している航空写真を基にした地番現況図について、土地の分合筆登記に伴う移動修正を

委託するものでございます。次の不動産鑑定業務委託977万2,000円は、前年度と比較して905万7,000円の増となっております。毎年行われております地価下落修正のための不動産鑑定と、それとは別に、令和6年度の評価替えに活用する標準宅地の不動産鑑定評価を得るための鑑定業務を委託するものでございます。3年に1回行うものでありますので、前年度は該当がなく、対前年度、大幅な増となっております。

次のページ、73ページです。

和歌山地方税回収機構業務委託340万1,000円の内訳は、基礎負担割額が20万円、処理件数割額が138万円、回収機構での徴収を基にした徴収実績割が182万1,000円で、算出基礎となる前々年度の徴収実績が減少したことから、前年度と比較して、徴収実績割が244万1,000円の減となっております。次の固定資産管理システム保守業務委託は、全町地図システムの固定資産管理機能システムの保守委託料でございます。次の地方税共通納税システム改修業務委託は、地方税共通納税システムの対象税目の拡大に伴うシステム改修でございます。また、納付書に全国統一のQRコードを記載することで、対応する全国の金融機関で納付が可能となります。法改正により令和5年度から義務づけられていますので、今年度システム改修が必要となります。次の節13使用料及び賃借料108万8,000円のうち、説明欄記載の2行目、電子申告等データ連携システム使用料につきましては、電子申告のデータ連携、給与支払い報告書のデータ連携、年金のデータ連携及び国税申告等のデータ連携及び共通納税システムの使用料でございます。次の節18負担金、補助及び交付金、説明欄記載の3行目、地方税共同機構負担金等につきましては、地方税共同機構が地方税の統一のポータルサイトであるeL TAXによる電子申告の窓口の運営、給与支払い報告書のデータ連携、社会保険庁との年金データ連携のための経由機関や国税申告データ連携のための経由機関となっており、この共同機構への負担金を計上してございます。

次に、目2賦課徴収費でございますが、本年度は1,186万3,000円を計上させていただいております。節1報酬、節4共済費につきましては、課税時期に雇用する会計年度任用職員1名に係る費用を計上してございます。

次のページ、74ページをお願いいたします。

節12委託料38万2,000円のうち説明欄記載の税等収納業務委託は、町税の集金業務をお願いしている地区集金人に支払う収納業務委託でございます。次の行、不動産鑑定業務委託料につきましては、差押えした土地の購買を目的として不動産鑑定士に鑑定を委託するもので、1件分を計上してございます。節18負担金、補助及び交付金16万4,000円のうち説明欄記載の軽自動車税環境性能割徴収取扱費交付金につきましては、当分の間、県が賦課徴収を行うこととなっている軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に要する費用を徴収取扱費として県に交付するものでございます。節22償還金、利子及び割引料につきましては、賦課徴収した税額に係る過年度分の過誤納金の還付金を支払うものでございます。

以上が税務課の関係でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 住民課の関係について御説明申し上げます。

25ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目3衛生使用料、節1斎場使用料の840万円につきましては、270件の火葬件数を見込んでおります。節3墓地使用料につきましては、1件を見込んでございます。

28ページをお願いいたします。

項2手数料、目1総務手数料、節1戸籍手数料の394万7,000円につきましては、戸籍、除籍、謄抄本等の交付に係るものでございます。節2住民基本台帳手数料198万円につきましては、住民票等の交付に係るものでございます。1つ飛びまして、節4諸手数料222万円のうち住民課の関係は132万円で、印鑑証明等の交付に係るものでございます。節5臨時運行許可申請手数料5万2,000円につきましては、70件を見込んでございます。

目2衛生手数料、節1畜犬登録手数料の16万5,000円につきましては、新規畜犬登録55頭分を計上してございます。節2狂犬病予防注射済票交付手数料30万2,000円につきましては、550頭分を計上してございます。節3廃棄物処理手数料4,310万円につきましては、クリーンセンターに持ち込まれるごみ処理手数料と指定ごみ袋の販売分の手数料を見込み計上してございます。節4一般廃棄物処理業許可申請手数料4万9,000円につきましては、一般廃棄物の収集、運搬に係る許可申請の更新に係るものでございます。

30ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節6保険基盤安定負担金2,192万円につきましては、国民健康保険税の低所得者への軽減措置に係る保険者支援分を一般会計で受け入れるものでございます。

32ページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1社会保障・税番号制度システム整備費補助金675万7,000円につきましては、戸籍システム改修費用の10分の10を受け入れるものでございます。節2個人番号カード交付事務費補助金481万9,000円につきましては、マイナンバーカード交付事務に係る補助金で、本年度はマイナポイント事業第2弾に係る会計年度任用職員1名分の雇用のほか本人限定郵便を使った交付に切り替えるため、対前年度344万1,000円の増となっております。節3マイナポイント事業費補助金126万2,000円につきましては、マイナポイント事業に係るパソコン及び広報等の補助でございます。

33ページをお願いいたします。

目3衛生費国庫補助金、節1循環型社会形成推進交付金3億7,061万9,000円につきましては、説明欄記載の浄化槽設置整備事業で、新設分43基と撤去分26基、合併浄化槽への転換分に係る配管設備分26基に対する3分の1の国庫補助金と新クリーンセンター整備に伴う建設事業費の3分の1と事務費の国庫補助金でございます。

36ページをお願いいたします。

項3委託金、目1総務費委託金、節1人口動態事務取扱費委託金2万7,000円、節3中長期在留者住居地届出等事務費委託金20万5,000円につきましては、それぞれの事務取扱に対する国からの委託金でございます。

目2民生費委託金、節2国民年金費事務委託金499万8,000円につきましては、基礎年金等事務に係る国からの委託金でございます。

次のページをお願いいたします。

款16県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節6保険基盤安定負担金8,692万9,000円につきましては、国民年金保険税の低所得者への軽減分に対する4分の3と低所得者の保険者支援分に対する4分の1の県負担金でございます。

次のページ、38ページをお願いいたします。

節7後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金6,369万6,000円につきましては、後期高齢者医療保険料の軽減分に対する4分の3の県負担金でございます。

40ページをお願いいたします。

項2県補助金、目2民生費補助金、節7重度心身障害児者医療費補助金1,442万2,000円、節8ひとり親家庭等医療費補助金729万3,000円、節11乳幼児医療費補助金636万9,000円につきましては、それぞれの医療費等に係る2分の1の県補助金でございます。

次のページをお願いいたします。

目3衛生費補助金、節1浄化槽設置整備事業費補助金839万2,000円につきましては、合併処理浄化槽新設分43基、撤去分17基、単独浄化槽からの転換分17基の配管設備に対する3分の1の県補助金でございます。

52ページをお願いいたします。

款21諸収入、項5雑入、目1雑入で、中ほどの（住民課分）のうち、リサイクル用金属等売払400万円につきましては、資源化处理分別を行った金属類や古紙類等の売払い金で、見込みにより計上してございます。

次に、69ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目11諸費のうち住民課関係といたしまして、色川診療所の運営費用を次のページの節10需用費から節18負担金、補助及び交付金まで前年度と同額の32万9,000円を計上してございます。

次に、75ページをお願いいたします。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の本年度予算額は4,790万3,000円で、対前年度1,632万円の増となっております。主な要因は、マイナンバー関連の事務費及びシステム改修委託の増によるものでございます。節1報酬、節3職員手当等及び節4共済費には、会計年度任用職員の人件費を3名分計上してございます。マイナポイント事業第2弾に対応するため、1名の増を予定してございます。節12委託料826万5,000円につきましては、戸籍システム保守業務委託料のほか説明欄記載の委託料を計上してございます。戸籍システム改修委託

と その下、戸籍システム符号取得業務委託、そして次のページの戸籍副本情報全件送信業務委託につきましては、マイナンバーを使って他市町村でも戸籍等を交付できる情報連携システムの構築のための改修費用でございます。

続きまして、86ページをお願いいたします。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費のうち住民課の関係は、節18負担金、補助及び交付金の説明欄2行目の後期高齢者医療広域連合負担金で、広域連合の事務に対する負担金でございます。節27繰出金5億7,930万4,000円につきましては、説明欄記載の特別会計へ繰り出しするもので、詳細につきましては各特別会計で説明させていただきます。

次のページをお願いいたします。

目2 国民年金事務費の本年度予算額は1,525万5,000円で、対前年度は153万3,000円の減となっております。人件費及び電算システム改修委託の減によるものでございます。この科目には、職員2名の人件費のほか、国民年金の裁定請求や免除申請、年金資格の取得、喪失等に係る事務費を計上してございます。

95ページをお願いいたします。

目8 重度心身障害児者福祉医療費の本年度予算額は3,505万5,000円で、対前年度は383万7,000円の減となっております。

次のページをお願いいたします。

節19扶助費の2,905万円につきましては、説明欄記載の医療費に係るもので、一般被保険者対象者105人分と後期高齢者対象者79人分を計上してございます。

目9 ひとり親家庭等福祉医療費の本年度予算額は1,756万9,000円で、18歳までの児童がいる独り親家庭に対する医療費の自己負担分を給付してございます。節19扶助費の1,699万2,000円につきましては、医療費に係るもので、対象者472人分を計上してございます。

続きまして、103ページをお願いいたします。

項2 児童福祉費、目4 子ども医療対策費の本年度予算額は3,616万8,000円で、このうち住民課の関係は3,516万5,000円でございます。中学校修了前までの子供への医療費の自己負担分を給付してございます。節12委託料の医療費審査支払委託につきましては、国保連合会及び社会保険診療報酬支払基金への審査委託料でございます。節19扶助費の子ども医療費につきましては、対象者1,206人分の医療費を計上してございます。

次に、106ページをお願いいたします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目2 予防費の本年度予算額4,878万円のうち住民課の関係は、狂犬病予防注射及び畜犬登録関係の事務経費37万8,000円でございます。狂犬病予防注射事務に係る会計年度任用職員報酬や注射済票、予防接種通知書の郵送料などを計上してございます。

108ページをお願いいたします。

目4 環境衛生費の本年度予算額は1億9,283万1,000円で、対前年度2,287万2,000円の増となっております。紀南環境衛生施設事務組合負担金の増が主な要因でございます。この科目に

は、環境事務に係る費用のほか、斎場、墓地の運営管理費用、浄化槽設置整備に関する費用などを計上してございます。次のページ、節10需用費794万1,000円につきましては、斎場の火葬用燃料費や電気料、火葬炉設備等の修繕料が主なものでございます。節12委託料の881万2,000円につきましては、説明欄記載の斎場管理に係る業務委託でございます。節18負担金、補助及び交付金の1億5,342万7,000円のうち、説明欄記載、一番上の環境衛生施設一部事務組合負担金につきましては、前年度より79万2,000円の減となっております。主な要因は、施設の長寿命化計画の策定委託の減によるものとなっております。なお、本年度運営費の負担割合につきましては、本町が87.71%、太地町が12.29%となっております。勝浦美化推進協議会補助金につきましては、勝浦港内及びその周辺を毎月第3水曜日に美化清掃を行っております。また、清掃船での港湾内巡回清掃を委託によって行っており、これらの美化活動の諸費用に対する補助金でございます。浄化槽設置整備事業補助金につきましては、合併処理浄化槽新設分43基、撤去分26基、合併浄化槽への転換分26基に係る配管設備に対する補助金でございます。生ごみ処理容器購入事業補助金につきましては、コンポスト15個、EM容器5個、電気式生ごみ処理機10台に対する補助金でございます。紀南環境衛生施設事務組合負担金につきましては、対前年度2,289万6,000円の増となっております。火葬場運営に対する均等割5%及び火葬場施設増設工事に係る均等割5%と利用度割95%を負担するもので、本年度の組合の増設工事費総額は9,565万2,000円、火葬炉増設及び改修工事に係るものでございます。

次のページをお願いいたします。

目5公害対策費の本年度予算額は77万円で、前年と同額でございます。節12委託料75万円につきましては、年2回、河川、海域等45か所の水質検査に係る委託料でございます。

114ページをお願いいたします。

項2清掃費、目1塵芥処理費の本年度予算額は3億4,818万9,000円で、対前年度4,188万1,000円の減額となっております。ごみ処理施設運転管理業務委託の減が主な要因でございます。節10需用費の消耗品費につきましては、指定ごみ袋の購入が主なものでございます。燃料費につきましては、収集車等の燃料費でございます。光熱水費につきましては、処理施設に係る電気、水道使用料等でございます。修繕料につきましては、施設の緊急修繕料1,000万円と収集車等の車検整備を含めた自動車修繕料320万円でございます。節11役務費の通信運搬費につきましては、田辺市の紀南環境広域施設組合の最終処分場までの焼却残渣、破碎ガラス等の運搬料が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

手数料につきましては、粗大ごみ、家電、廃蛍光管、廃乾電池等の処分手数料と指定ごみ袋の売りさばき手数料が主なものでございます。なお、本年度からペットボトル以外のプラスチック容器についてリサイクルを行うため、その手数料66万円がここに含まれてございます。節12委託料の説明欄1行目のごみ収集・ガラス類処理業務委託につきましては、町内各ステーションに排出されたごみの収集運搬業務と収集したガラス類の選別及び破碎処理業務に係るものでございます。ごみ焼却施設運転管理業務委託につきましては、焼却施設の運転管理業務と定

期清掃整備業務のほか、通年施工が必要な定期修繕補修工事を包括委託契約しているものでございます。委託の内訳といたしまして、消耗品、薬剤、燃料費、定期清掃業務を含む運転管理業務分で9,066万2,000円、定期修繕補修工事分7,585万6,000円となっております。施設延命に係る大型整備工事が減となっておりますので、約5,000万円の減額となっております。下から2行目の大気・水質等測定業務委託につきましては、県への報告義務となっております。クリーンセンターの排出ガス、ごみ、水質、集じん灰及び作業環境測定等の委託料でございます。節17備品購入費の787万円につきましては、平成19年度に購入いたしました収集車の買換えに係るものでございます。節18負担金、補助及び交付金1,032万4,000円につきましては、説明欄記載の負担金で、焼却残渣などの搬入に対する負担金でございます。組合の運営に対する負担金は、事務費に対する負担金、均等割5%、ごみ処理量割95%の185万5,000円、処分場施設運営に対する負担金は、ごみ量割100%で846万9,000円となっております。

次に、目2新クリーンセンター整備事業費の本年度予算額は、15億3,753万8,000円でございます。節12委託料1,916万8,000円につきましては、説明欄に記載の新クリーンセンター建設工事設計施工監理業務委託で、施設の実設計及び建設工事の施工について監理をお願いするものでございます。総事業費は7,667万1,000円と見込み、本年度は出来高25%を予算計上してございます。なお、4か年の契約となることから、残りの事業費5,750万3,000円につきましては、11ページの第2表のとおり、債務負担行為をさせていただいてございます。

次のページをお願いいたします。

節14工事請負費の15億1,830万円につきましては、新クリーンセンター建設・運営事業費総額90億円のうち、町道付け替えを含めた建設費を見積価格の平均の50億6,100万円と仮定しまして、本年度事業費をその30%と見込み、予算計上をしてございます。なお、令和4年4月8日を入札書類の提出の締切りとしておりまして、落札候補者の選定を6月上旬に予定してございます。

住民課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 水道課の関係について御説明させていただきます。

23ページをお願いします。

歳入でございます。

款13分担金及び負担金、項1分担金、目1衛生費分担金、節1汚水処理施設分担金18万円は、新規加入分担金を予定しております。

25ページをお願いします。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目3衛生使用料、節2汚水処理施設使用料414万2,000円を予定しております。昨年度より4万3,000円の減となっております。

113ページをお願いします。

歳出でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目8那智の郷汚水処理費は、432万6,000円を予定しております。

す。節10需用費111万円のうち光熱費77万4,000円は、電気、水道使用料でございます。修繕料は30万円となっております。節11役務費の136万7,000円につきましては、浄化槽清掃手数料が主なものでございます。節12委託料147万4,000円につきましては、検針業務及び施設管理委託料でございます。節24積立金37万5,000円につきましては、事業基金を積み立てるものでございます。

水道課の関係につきましては以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（荒尾典男君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） 町立温泉病院の関係につきまして御説明いたします。

113ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目9病院費、節12委託料3,142万9,000円、説明欄記載のリハビリテーション・スポーツ・温泉医学研究業務委託につきましては、病院内に設置されております和歌山県立医科大学リハビリテーション・スポーツ・温泉医学研究所の研究委託費であります。本町の観光資源である温泉を活用し、リハビリテーションやスポーツに温泉が与える影響などの医学研究を進めております。病院内で研究ができることで、和医大からリハビリテーション科医師を遠隔地にもかかわらず派遣してもらいやすくなり、医師の確保につながっております。また、医師だけではなく、理学療法士等のリハ科職員も研究しており、職員の知識、技術向上にもつながっております。節27繰出金3億3,209万5,000円につきましては、町立温泉病院事業会計への繰出金です。

病院の関係につきましては以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（荒尾典男君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定しました。

延会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

16時48分 延会